

令和2年度
下関市包括外部監査結果報告書
「外部委託に関する事務の執行について」

令和3年3月
下関市包括外部監査人
公認会計士・税理士 山田 康雄

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の対象年度	1
5. 監査の対象とする外部委託業務及び機関（所管部署）	1
6. 監査の実施期間	1
7. 監査の方法及び着眼点	2
8. 監査実施者	2
9. 利害関係等	2
第2章 監査の対象とした特定の事件の概要	3
1. 下関市における一般会計及び特別会計の歳出決算額推移並びに委託料推移	3
2. 委託契約の概要	5
3. 下関市における委託契約事務の概要	8
4. アンケートの概要	16
5. 監査対象とした個別事案の抽出方法及び抽出結果	21
第3章 監査の結果及び意見	25
1. 監査の結果及び意見の定義	25
2. 監査の結果及び意見の一覧	25
3. 監査の結果及び意見（総論）	38
4. 監査の結果及び意見（個別事案）	41
No.1 ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務（1）	42
No.2 ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務（2）	46
No.3 平成31年度固定資産税・都市計画税納税通知書等及び軽自動車税納税通知書作成並びに封入封かん業務	48
No.4～5 平成31年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（普通徴収、特別徴収税額通知書）	50
No.6 下関中央霊園除草清掃業務	53
No.7～8 下関市障害者相談支援事業（2件）	55
No.9 平成31年度下関市し尿収集運搬等委託業務	58
No.10 平成31年度下関市公衆用便所等のし尿収集運搬委託業務	60
No.11～12 下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（前期、後期）	61
No.13～15 平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M1、M2、M3）	63
No.16～18 平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S1、S2、S3）	67

No. 19	粗大ごみ等受付業務	70
No. 20～22	奥山工場 180t 炉定期整備業務（1 期、2 期）、170t 炉定期整備業務	72
No. 23	奥山工場運転管理業務（長期継続契約）	76
No. 24	奥山工場主灰セメント原料化处理業務	78
No. 25	下関市プレミアム付商品券作成等業務	80
No. 26	唐戸市場管理業務	82
No. 27	唐戸市場駐車場管理業務	84
No. 28	唐戸市場内保安警備業務委託	86
No. 29	新下関市場警備業務	87
No. 30	新下関市場清掃及びじん芥運搬業務委託	89
No. 31	市立しものせき水族館（海響館）改修基本計画策定業務	91
No. 32	火の山ロープウェイ運行業務	93
No. 33	火の山地区観光施設管理運営業務	95
No. 34	平成 31 年度菊川地区一般廃棄物収集運搬業務	97
No. 35	平成 31 年度豊田地区一般廃棄物収集運搬業務	99
No. 36～43	令和元年度大風畑線（大風畑橋）橋梁補修測量設計業務ほか 7 件	100
No. 44～45	平成 31 年度市道整備委託業務（豊北地区・西部、豊北地区・東部）	106
No. 46	平成 31 年度学校給食単独調理校じん芥運搬委託	108
No. 47	下関市立中部学校給食共同調理場給食調理等業務	110
No. 48～51	美術館倒木等伐採業務ほか 3 件	111
No. 52	下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務	115
No. 53	高機能消防指令センター施設保守管理業務	117

(本報告書における記載内容の注意事項)

1. 本報告書における表記

本報告書の数値又は金額は、原則として表示単位未満を切り捨てて表示しているため、本報告書の本文、図表に記載されている合計数値又は合計金額は、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

また、%は、原則として表示単位未満を四捨五入して表示している。

2. 数値等の出典

本報告書の数値等は、原則として下関市が公表している資料、あるいは監査対象とした部局から入手した資料を用いている。その場合には原則として出典は明示していない。

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

外部委託に関する事務の執行について

3. 特定の事件として選定した理由

全国的に少子高齢化及び人口減少の時代を迎える中、下関市も例外ではなく、将来の大幅な歳入増加が見込めない一方で、社会保障関連支出の増加という非常に厳しい財政状況が続いている。

下関市では「財政健全化プロジェクト」が策定されており、令和元年度（2019年度）は同プロジェクトⅡ期計画（平成27年12月策定）の最終年度となっている。また、平成29年7月には「行財政運営と改革の基本方針」が策定されている。いずれにおいても、持続可能な行財政運営を実施していくために歳出削減や行財政運営の効率化・最適化の考え方が含まれている。

一方で、平成24年3月に策定された「外部委託推進ガイドライン」では、「不断の事務・事業の総点検等による業務プロセスの見直し等を通じて、より高い効率性が期待できるものについては、積極的な外部委託を進める必要があります」とされている。

そこで、市の多岐にわたる部局で行われている外部委託に関する事務の執行について、合規性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施することは市の財政の健全化を進める上で有意義であると判断した。

加えて、昨今、国や他の普通地方公共団体において業務の外部委託に関する報道がなされており、市民の外部委託に関する関心も高いと考えられる。

以上により、「外部委託に関する事務の執行について」を特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査の対象年度

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）とする。

なお、必要に応じて他の年度についても対象としている。

5. 監査の対象とする外部委託業務及び機関（所管部署）

原則として、令和元年度に「委託料」を支出したすべての所管部署を監査対象とした。

ただし、過年度に実施された包括外部監査のテーマと関連が深いと考えられる所管部署や委託料の支出（指定管理者料など）については「7. 監査の方法及び着眼点（1）監査の方法」に記載のアンケート調査の対象や個別事案の抽出対象から除いている。

6. 監査の実施期間

令和2年6月1日から令和3年3月3日まで

7. 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査で実施した主な手続は次のとおりである。

- 外部委託を行っている所管部局にアンケート調査を実施する。
- アンケート調査結果に対し分析的手続を実施する。
- アンケート調査した対象の中からサンプル抽出した個別契約について所管部局に往査し、担当者への質問や関連する伺書、契約書、実績報告等の書類を閲覧する。

(2) 監査の着眼点

包括外部監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- 外部委託に関する事務は法令、条例、規則、要綱、ガイドライン等に従って適切かつ正確に行われているか。(合規性)
- 予定価格及び契約価格は委託業務の内容に照らして適切な金額であるか。(経済性)
- 外部委託されている業務の内容は定期的に点検され、仕様等の見直しが行われているか。(経済性、効率性)
- 委託業務の効果は事前又は事後的に検証され、評価されているか。(効率性、有効性)

8. 監査実施者

(1) 包括外部監査人

公認会計士・税理士 山 田 康 雄

(2) 外部監査人補助者

公認会計士・税理士	河 口	雅 邦
税理士	川 原	徳 也
公認会計士・税理士	中 尾	英 紀
税理士	早 川	幸 江
公認会計士・税理士	村 田	治 子
税理士	若 松	大 介

9. 利害関係等

包括外部監査の対象とした事件（個別事案を含む。）の中には、包括外部監査人等（外部監査人補助者を含み、地方自治法第252条の29に定める者をいう。以下同じ。）の一身上に関する事件又は包括外部監査人等の従事する業務に直接の利害関係のある事件はない。

第2章 監査の対象とした特定の事件の概要

1. 下関市における一般会計及び特別会計の歳出決算額推移並びに委託料推移

(1) 歳出決算額の推移

一般会計（歳出目的別）

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	21,336	21,648	21,000	21,043	20,737
物件費	13,203	13,717	13,998	13,628	14,246
維持補修費	1,338	1,342	1,271	1,356	1,323
扶助費	26,804	28,076	27,660	26,867	27,537
補助費等	10,027	8,589	8,027	7,533	7,446
普通建設事業費	18,049	10,534	12,783	9,021	10,883
災害復旧事業費	94	282	106	200	479
公債費	13,249	13,157	13,618	13,195	13,648
積立金	1,206	1,267	2,292	1,561	1,823
投資及び出資金	196	150	357	286	264
貸付金	2,285	1,811	1,465	1,472	1,616
繰出金	14,962	15,197	15,543	15,239	15,412
合計	122,753	115,774	118,126	111,407	115,419

特別会計（会計別）

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
港湾会計	5,424	5,582	7,287	5,702	6,660
臨海土地造成事業会計	3,436	3,941	3,514	3,772	3,852
渡船会計	121	115	175	134	154
市場会計	855	792	842	847	823
国民健康保険会計	39,731	37,519	37,346	31,712	33,778
土地取得会計	25	76	2,782	463	467
観光施設事業会計	151	155	157	155	164
漁業集落環境整備事業会計	9	10	9	8	16
介護保険会計介護保険事業勘定	25,731	25,923	26,850	27,920	28,189
農業集落排水事業会計	391	402	390	392	379
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	41	75	79	37	15
介護保険会計介護サービス事業勘定	35	26	13	9	9
後期高齢者医療会計	4,270	4,478	4,637	4,668	4,710
市立市民病院債管理会計	2,348	1,288	1,745	546	1,262
公債管理会計	17,233	16,990	17,309	16,726	18,103
合計	99,810	97,380	103,143	93,098	98,588

(2) 委託料（節区分）の決算額の推移

一般会計（所管部局別） （単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総合政策部	317	410	338	296	334
総務部	1,424	208	240	338	309
まちづくり推進部	3	2	2	—	—
財政部	115	147	138	133	176
市民部	536	551	454	237	253
福祉部	749	802	751	644	706
こども未来部	4,086	4,199	4,142	3,350	3,312
保健部	632	626	594	1,204	1,237
環境部	2,168	2,457	2,321	2,396	2,594
産業振興部	251	275	321	290	763
農林水産振興部	137	171	139	148	148
観光スポーツ文化部	1,405	1,368	1,310	1,619	1,588
建設部	1,050	955	905	1,222	1,221
都市整備部	594	557	553	569	579
港湾局	—	—	—	—	—
契約部	24	5	0	—	—
菊川総合支所	182	177	203	200	197
豊田総合支所	195	199	226	224	227
豊浦総合支所	159	154	217	216	270
豊北総合支所	195	132	219	198	188
出納室	1	1	2	1	—
議会事務局	6	2	3	3	3
選挙管理委員会事務局	27	53	52	69	59
監査委員事務局	—	—	—	—	—
農業委員会事務局	0	0	4	0	1
教育部	1,033	1,342	949	983	1,011
消防局	76	67	58	77	80
合計	15,377	14,872	14,151	14,430	15,268

特別会計（会計別） （単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
港湾会計	483	455	586	595	454
臨海土地造成事業会計	71	47	32	2	8
渡船会計	0	0	2	1	0
市場会計	123	119	123	121	134
国民健康保険会計	194	166	157	162	198
土地取得会計	10	4	1	0	0
観光施設事業会計	31	25	26	26	30
漁業集落環境整備事業会計	3	4	4	3	11
介護保険会計介護保険事業勘定	445	436	469	481	465
農業集落排水事業会計	90	93	91	109	105
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	0	0	—	—	—
介護保険会計介護サービス事業勘定	9	7	4	3	2
後期高齢者医療会計	23	16	46	33	19
市立市民病院債管理会計	—	—	—	—	—
公債管理会計	—	—	—	—	—
合計	1,488	1,378	1,546	1,541	1,431

(3) 歳出に占める委託料の割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計	12.5%	12.8%	12.0%	13.0%	13.2%
特別会計	1.5%	1.4%	1.5%	1.7%	1.5%

令和元年度において、委託料の一般会計の歳出に占める割合は 13.2%となっており、委託料は金額的に重要な支出項目であるといえる。

2. 委託契約の概要

(1) 契約とは

①契約の定義

契約とは、互いに対立する二人以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為である。

普通地方公共団体が締結する契約には、公法上の契約と私法上の契約がある。

公法上の契約とは、公法上の効果の発生を目的とする当事者間の意思の合致によって成立する法律行為をいい、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に対して委託する契約であり、法律上特に明示的に認められた場合に限りなし得る。

私法上の契約とは、公法上の契約以外の契約であり、民法その他私法の適用を受ける。

②契約自由の原則と普通地方公共団体の契約に特有の制約

契約自由の原則とは、契約締結、相手方の選択、契約内容、契約方式は当事者間の合意で自由に決めることができるという原則である。

ただし、普通地方公共団体の契約では、経済性、公平性等の観点から、地方自治法第 234 条から第 234 条の 3 までに、契約に関する規定が設けられ一定の制約が課されている。

中でも、相手方の選択に関しては、原則として予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする旨規定されている（同法第 234 条第 3 項）。

また、契約方式に関しては、契約につき契約書（中略）を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長（中略）が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し（中略）なければ、当該契約は確定しない旨規定されている（同条第 5 項）。

(2) (外部) 委託とは

「(外部) 委託」という用語自体は法律用語ではないため、必ずしも統一された定義があるわけではないが、ここでは外部委託とは、「普通地方公共団体が法律行為又は事実行為を他の団体又は個人に依頼すること」と定義する。

「下関市財務会計システム運用マニュアル」においては、委託料の意義として「普通地方公共団体は、地域住民の福祉の向上を目的として種々の行政活動を行っていますが、これら行政活動の中には、自ら行うよりも他の団体等へ委託して処理させるほうがより合理的かつ適当なものもあり、そのようなものについて、事務事業の委託が行われています。」と説明している。

民法は、契約の典型例として 13 類型を列挙しており、そのうち他者から受ける役務提供に関連するものに請負契約、雇用契約、委任契約及び寄託契約がある。

個々の契約の内容ごとに異なるが、普通地方公共団体の「(外部) 委託」の多くは民法上の請負契約や委任契約ないし準委任契約に該当する。

地方自治法施行規則第 15 条第 1 項（別記）では支出科目を 27 節に区分しているが、今回監査対象とした外部委託に係る支出額は第 12 節の「委託料」に集約されている。「委託料」には指定管理に係るものが含まれているが、平成 24 年度の包括外部監査のテーマであること、及び指定管理は行政上の行為であって契約でないことから監査対象外とした。

(3) 単年度主義と契約

普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる（地方自治法第 208 条第 1 項）。また、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（同条第 2 項）とあり、会計年度が独立している、いわゆる単年度主義が原則である。さらに、普通地方公共団体の契約は、法令又は予算の定めに従うものとされている（同法第 232 条の 3）ため、単年度契約が原則となる。普通地方公共団体が年度をまたぐ契約をするのは、債務を負担する行為であり、予算で債務負担行為として定めておかなければならない（同法第 214 条）。

ただし、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約は、地方自治法第 214 条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり締結することができる（同法第 234 条の 3）。これらは、およそ普通地方公共団体が存在する限り、1 日も欠かすことができないものであり、絶対的に必要なサービスであるから、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結できるとするのが合理的であるからである。これらの契約については、地方自治法第 214 条の規定による債務負担行為として予算でこれを定めることなく、直接これを締結することができる（同法第 234 条の 3）。

また、「政令で定める契約」とは、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 17）であって、下関市においては、下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 1 条に掲げる 10 の契約である。

(4) 委託契約の締結方法

普通地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている（地方自治法第 234 条第 1 項）。

委託契約の締結方法のうち指名競争入札又は随意契約は、施行令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるため（同条第 2 項）、一般競争入札によることが原則である。

なお、いわゆるプロポーザル方式（企画競争）は、「その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適しないと認められる場合において、技術力、企画力、実績、専門性、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たす者から当該業務に係る企画提案書の提出を受け、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定する方式」（下関市プロポーザル方式に関するガイドラインより抜粋）であり、随意契約に含まれる。

委託契約の締結方法

締結方法	内容
①一般競争入札	契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。
②指名競争入札	資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。
③随意契約	競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式をいう。
④せり売り	契約価格等について多数の者を口頭（挙動）で競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する契約方式をいう。

（出典：地方自治小六法〔令和2年版〕（地方自治制度研究会監修）P.145）

①一般競争入札

相手方の選択に関しては、原則として競争入札等を行い普通地方公共団体にとって最も有利な価格を提示したものと契約しなければならないが、誰でも自由に参加できるといっても、契約の履行に必要な能力を有していない者が競争に参加すると結果的に普通地方公共団体が損害を被ることもあるため、以下のような方法も認められている。

条件付き一般競争入札

一般競争入札ではあるが、入札に参加する者に必要な資格を設定して行う方法（地方自治法第234条第6項、施行令第167条の5）。

総合評価一般競争入札方式

予定価格の範囲内の価格で応札した者のうち、価格以外の要素も選定基準として落札者を決定する方法（地方自治法第234条第3項、施行令第167条の10の2）。

低入札価格調査制度

一定の基準価格を設定し、これを下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な工事の施工が可能であるかについて審査する制度（施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項）。

最低制限価格制度

一定の基準価格を設定し、これを下回る入札を無条件で排除する制度（施行令第167条の10第2項）。

②指名競争入札

施行令第167条では、次の場合に指名競争入札を行うことができる旨規定されている。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

③随意契約

施行令第167条の2では、次の場合に随意契約を行うことができる旨規定されている。

- 一 売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格が一定の額（市町村における外部委託（施行令別表第5の六の項に該当）では50万円）の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 次の場合の契約をするとき。
 - ア 障害者支援施設等において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れるものをするとき。
 - イ シルバー人材センター等から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受けるものをするとき。
 - ウ 母子・父子福祉団体等が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの等に係る役務の提供を普通地方公共団体の規則で定める手続により受けるものをするとき。
 - エ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受けるものをするとき。
- 四 次の場合の契約をするとき。
 - ア 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れるものをするとき。
 - イ 新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

④せり売り

当該契約方式は監査対象としていないため、詳細な説明は省略する。

3. 下関市における委託契約事務の概要

(1) 委託契約事務の所管部署

市では、総務部契約課が競争入札参加有資格者名簿への登録に関する業務のほか、電子入札システムを使用して発注する委託業務の条件付き一般競争入札を所管している。

電子入札システムを使用しない委託業務の契約については、委託業務を実施する所管部署において契約手続が行われている。

(2) 外部委託に関する主な規則等

外部委託に係る契約事務に関して下関市が定める主な規則等は次のとおりである。

- ・下関市契約規則
- ・下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- ・下関市随意契約ガイドライン
- ・下関市プロポーザル方式に関するガイドライン
- ・外部委託推進ガイドライン
- ・下関市PPP／PFI手法の導入における優先的な検討に関する指針
- ・下関市委託業務共同企業体取扱試行要綱
- ・下関市家庭系一般廃棄物（ごみ）等収集運搬業務の共同企業体取扱要綱
- ・下関市一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務共同企業体取扱要綱
- ・下関市物品・役務競争入札参加者の資格等に関する要綱
- ・下関市建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領
- ・下関市財務会計システム運用マニュアル

上記のうち、下関市契約規則及び下関市随意契約ガイドラインについて抜粋した規定を、それぞれ「(3)【下関市契約規則】」及び「(4)【下関市随意契約ガイドライン（第4版）】」の項目に記載する。

(3) 【下関市契約規則】

第2章 契約

第1節 一般競争入札

（一般競争入札参加者の資格等）

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）

第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、同条第2項の規定による公示のほか、次条第1項の規定による申請の時期及び方法等についても併せて公示しなければならない。

2 前項の公示は、下関市告示等に関する規則（平成21年規則第64号）に定めるところにより行う。

（一般競争入札の参加に係る申請等）

第3条 市が実施する一般競争入札に参加しようとする者は、前条第1項の公示に示す要領に従い、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請者が前条第1項の資格を満たしているかどうかについて審査を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の審査の結果に基づき、前条第1項の資格を満たした者の名簿（以下「競争入札参加有資格者名簿」という。）を作成するものとする。

（入札保証金）

第5条 入札保証金の率は、入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）が見積もる入札金額の100分の5以上とする。

2 入札保証金には、利子を付さない。

(入札保証金の納付の免除)

第6条 契約担当者(市長又は市長から契約を締結することについて専決する権限を与えられた者をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 参加希望者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 参加希望者が、過去2年の間に国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、参加希望者が競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格の決定等)

第9条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、開札の際には、その予定価格を記載した書面をその内容が認知できない方法により開札場所に置かなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 略

第10条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格)

第11条 契約担当者は、契約の履行を確保するため特に必要と認めるときは、令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けることができる。

- 2 前2条の規定は、最低制限価格を設ける場合について準用する。
- 3 第1項の規定により設ける最低制限価格は、契約の種類に応じて市長が別に定める方法により算定する額とし、予定価格決定調書及び入札執行調書に記載するものとする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合の手続)

第13条 契約担当者は、令第167条の10第1項の規定が適用される一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、市長が別に定める算定方法により、当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「低入札価格調査基準価格」という。)を算定しておくものとする。

- 2 契約担当者は、前項に規定する一般競争入札を行った場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該価格が、低入札価格調査基準価格を下回ったときは、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査するものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定による調査の結果に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、直ちに工事、製造等に係る専門の知識又は経験を有する者の意見を求め、その意見を聴取した後にその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定するものとする。

第2節 指名競争入札 (指名基準)

第16条 指名競争入札の参加者の資格は、別に定める。

- 2 指名競争入札の参加者の資格が一般競争入札の参加者の資格と同一である等のため、第18条において準用する第3条第2項の規定による資格の審査を要しないと認められるときは、当該資格の審査を行わず、同条の規定による資格の審査をもって代えるものとする。

(入札参加者の指名等)

- 第17条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、当該入札に参加する者を令第167条の1第1項において準用する令第167条の4に規定する資格を有する者で、前条第1項の参加者の資格を有するもののうちから、なるべく3者以上指名しなければならない。
- 2 前項の規定により指名した場合において、契約担当者は、第4条第3項第1号及び第3号から第9号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(準用規定)

第18条 第2条、第3条及び第5条から第15条までの規定は、指名競争入札について準用する。

第3節 随意契約

(随意契約によることができる場合の限度額)

第19条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(予定価格の決定)

第22条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第9条及び第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第23条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 証紙、切手、官報、新聞等別に価格の定まっているものを買入れるとき。
- (2) 官公署と契約するとき。
- (3) 契約の目的又は性質により見積書を徴し難いと認められるとき。

2 契約担当者は、インターネットを利用して見積書を徴する場合は、当該見積りを行おうとする者にその使用に係る電子計算機に見積金額その他所定の情報を入力させ、当該情報を市の指定した日時までに市の電子計算機に送信させるものとする。この場合において、見積金額その他所定の情報は、市の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に送信されたものとみなす。

3 前項の規定により見積金額その他所定の情報を入力させる場合は、市長の指定する認証方式を用いなければならない。

第6節 契約の履行

(監督職員及び検査職員)

第35条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の監督を行う職員(以下「監督職員」という。)又は検査を行う職員(以下「検査職員」という。)は、契約担当者が選任する。

2 検査職員の職務は、特別の事由がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることはできない。

(監督)

第36条 契約担当者は、契約の適正な履行を確保するため、監督職員に命じ、又は市の職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

2 監督職員は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、試験又は検査その他の方法により監督し、及び契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、第1項の監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(検査)

第36条の2 契約担当者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、検査職員に命じ、又は市の職員以外の者に委託して、必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約の相手方が契約に係る給付を完了したとき。
- (2) 部分払を行う必要があるとき。
- (3) 契約に係る物品の一部の納入があったとき。

2 検査職員は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該契約の相手方又は保証人の立会いを求め、当該契約の履行内容について検査しなければならない。

- 3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。
- 4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行が不完全であると認めるときは、契約の相手方に対して、市長の指定する期間内に補修し、改造し、又は交換して再検査を受けるよう求めなければならない。この場合において、これに要する費用は当該契約の相手方が負担する旨を契約書に明らかにしておくなければならない。

(検査の立会い)

第36条の3 検査職員は、前条の規定により検査をしようとするときは、必要に応じ監督職員及び監督職員以外の職員の立会いを求めることができる。

(検査調書の作成)

第36条の4 検査職員は、第36条の2の規定により検査をしたときは、検査調書を作成しなければならない。ただし、次に掲げる契約(工事に係るものを除く。)に係る検査をしたときにあつては、当該契約代金の請求書又は関係帳票類に検査済の旨及び検査の日付を記入し、記名押印することによって、検査調書の作成に代えることができる。

- (1) 契約金額が50万円を超えない契約
- (2) 部分払を要する契約でその支払額が50万円を超えないもの
- (3) 一定期間ごと又は不定期に支払を要する契約で1回当たりの支払額が50万円を超えないもの
- (4) 単価契約で1回当たりの支払額が50万円を超えないもの

(4) 【下関市随意契約ガイドライン (第4版)】

3. 地方自治体の契約事務の基本的な考え方

地方自治体の契約は、一般競争入札を原則とし、その例外として指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法が認められています。

この目的は、一般競争入札により自由な競争原理と広く開かれた参加機会を確保しようとするものであり、「経済性」と「公正性」の両方を確保しようとするものです。

しかしながら、一般競争入札によって契約を行うことが事業の能率的な運営を阻害すると認められる場合など、一般競争入札によることで不利益を被る場合や客観的に事業の実施が不可能と認められる場合までも、一般競争入札によるべきとすることは適切ではないとして、例外として指名競争入札、随意契約又はせり売りができるとしています。

このため随意契約ができる場合であっても、単に相手方の選定方法の特例を認めただけに過ぎず、より有利な条件(価格)で契約するように努めなければなりません。

4. 一者随意契約について

施行令第167条の2第1項第1号の規定による少額の随意契約(以下「少額随契」という。)については、一般競争入札を実施することで得られる「公正性」と一般競争入札を実施するための事務の煩雑さを比較考慮した場合に事務の「効率性」の観点から随意契約を認めるものであります。しかしながら、競争させることにより得られる「経済性」まで放棄したものではありません。

このため下関市契約規則(平成21年規則第29号。以下「契約規則」という。)第23条第1項において、「随意契約によろうとするときは、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。」と規定されています。これは、随意契約においても価格決定に競争の原理を取り入れ「経済性」を確保しようとするためです。

このような中で、価格決定に競争の原理を取り入れることで不利益を被る場合及びその必要がない場合並びに契約の目的や性質上特定の者にしか契約内容を果たすことができない場合において、はじめて一者随意契約(以下「一者随契」という。)により契約することができると解されます。

施行令第167条の2第1項第2号以下により一者随契とする場合は、特定の相手方と契約を結ぶこととなるため「公正性」を確保することが難しくなります。このため一者随契とするときの判断は、特に慎重を期する必要がある、どのような調査を行った結果、どのような理由で一者しかいないと判断したのか等を具体的に明らかにし、「透明性」を確保する必要があります。

この場合においては、次の点について確認を行い市民への説明責任が果たせるように努め、一者随契とするか判断しなければなりません。

- (1) 他課所室で類似業務が想定される場合、その契約状況を確認すること
- (2) 近隣地方自治体等で類似業務が想定される場合、その契約状況を確認すること
- (3) 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、一者しかない状況を具体的に説明できること
- (4) 契約相手方は、委託する主要な業務を、再委託する実態はないか確認すること
- (5) 複数年同一業者と契約している場合、法令や状況等の変化により競争性が生じていないか確認すること
- (6) 内容(仕様)の変更や工夫(業務の分離・分割等)で入札ができる余地がないか確認すること

6. 随意契約における留意点

- (1) 随意契約は契約の特例であること

地方自治法第234条第2項において指名競争入札、せり売りとともに、随意契約は施行令第167条の2第1項に該当するときに限りできるとされています。

地方自治体の契約は、一般競争入札を原則とし、例外として随意契約が認められているという趣旨を今一度再認識し、何故原則一般競争入札によるべきなのか、随意契約を行うことにより失われるものが何なのかを本ガイドライン等を参考に慎重に検討してください。

- (2) 執行伺の作成について

上記(1)の趣旨を十分に考慮し随意契約によろうとする場合は、本ガイドラインを参考に、施行令第167条の2第1項各号を適用することになりますが、この際随意契約とする理由については、誰が見ても十分に納得できるような客観的なものを明記してください。

- (3) 随意契約チェックシートの作成について

業務委託契約又は賃貸借(リース)契約を随意契約により行うときは、随意契約チェックシートで確認をし、結果を執行伺と共に回議してください。
(「業務委託等に係るチェックシートの作成について」(平成29年1月11日付け、(下)契第20号)参照)

(4) 前例踏襲の排除

従前からの理由を根拠として漫然と随意契約を継続するのではなく、上記(2)により明記された理由が現時点にも適合するのか、特に新たな業者の参入や新技術の開発がないか、契約内容を見直し競争入札に付すことができないか等を必ず一から検証してください。

7. 数量が確定していない複数単価に係る契約事務の留意事項

(1) 契約締結方法について

契約締結方法は、原則として施行令第167条の2第1項第2号(本ガイドライン5-(2)-③-エ参照)の随意契約によるものとします。

(2) 予定価格について

予定価格は、原則として単価で設定します。

(3) 予定数量について

予定数量の設定に当たっては、過去の実績等を十分に検討の上、大幅な増減が生じないように特に注意してください。

(4) 見積書について

見積依頼に当たっては、予定数量を示し、見積書には単価又は単価と推定総金額を記載させます。

(5) 見積合せについて

契約の相手方の決定に当たっては、すべての項目について見積単価が予定価格の制限の範囲内であることが、最低限の要件となります。

したがって、すべての項目について見積単価が予定価格の制限の範囲内に収まっている見積書を提出した者が一者のみである場合は、問題なくその者を契約の相手方とすることになりますが、そうでない場合は、次の方法をとることになります。

ア. すべての項目の見積単価が予定価格の制限の範囲内に収まっている者が複数有り、すべての項目で他者の見積単価より低い金額の見積書がない場合

⇒推定総金額の低い者に対し、見積単価の低い項目の他者の金額に近づけるよう交渉を行います。ただし、交渉の結果他者の金額に近づけることができない場合であっても、推定総金額の低い者を契約の相手方とすることは差し支えありません。

イ. すべての項目の見積単価が予定価格の制限の範囲内に収まっている者がいない場合

⇒2回目、3回目の見積合せを執行するか、前述アに加え推定総金額の低い者に対し、予定価格の制限の範囲内に収まるよう交渉を行うか、又は当該見積合せを不調として、別の者を選定し直して再度見積合せを執行します。

※ 予定価格を単価で設定することから、見積合せもあくまで単価で競わせ、単価での契約となります。

※ 執行伺、見積合せ執行伺及び見積合せ執行通知書に「すべての項目の見積単価が予定価格の制限の範囲内に収まっている者が複数有り、すべての項目で他者の見積単価より低い金額の見積書がない場合又はすべての項目の見積単価が予定価格の制限の範囲内に収まっている者がいない場合は、推定総金額の低い者と交渉を行うことがあります。」などの記載をするようにしてください。

4. アンケートの概要

(1) アンケートの目的

詳細な監査手続を行う個別事案の抽出のためにアンケートを実施した。

なお、個別事案の抽出に当たり、アンケート調査の結果について分析を行ったので、「(4) アンケートの回答結果の分析」のとおり記載する。

(2) アンケート対象

アンケートの対象は、市から提供を受けた、令和元年度における一般会計及び特別会計で「委託料」の節項目に計上されている「支出命令済額」の全データ 6,227 件（金額合計 16,700 百万円）を母集団として、下表「アンケート対象の抽出基準」に掲げる基準に基づき抽出した案件を対象とした。

なお、「第 2 章 監査の対象とした特定の事件の概要 1. 下関市における一般会計及び特別会計の歳出決算額推移並びに委託料推移 (2) 委託料（節区分）の決算額の推移」に記載している令和元年度の一般会計及び特別会計の委託料を合計すると 16,700 百万円であり、アンケート対象の金額合計 16,700 百万円と一致していることから、監査対象とした委託料データの網羅性に問題はないと判断した。

アンケート対象の抽出基準（件数及び金額は重複表記あり）

	抽出基準（抽出の考え方）	件数 (件)	金額 (円)
	全体	6,227	16,700,007,843
1	支出1回当たり500万円以上のものを抽出	707	13,712,158,205
2	40万円代(40万円以上50万円以下)のものを抽出し、その中から任意に一部抽出	231	106,084,740
3	指定管理業務（データに「指定管理」又は「管理運営」が含まれる（一部除く）もの）を除く	68	2,605,757,332
4	過年度監査テーマに関連する部署（以下）を除く こども家庭支援課、介護保険課、学校教育課、学校支援課、管財課、教育研修課、健康推進課、交通対策課、公園緑地課、産業振興課、産業立地・就業支援課、子育て政策課、住宅政策課、水産課、生涯学習課、都市計画課、道路河川管理課、道路河川建設課、農業振興課、農林整備課、福祉政策課、幼児保育課	3,138	7,974,623,050
5	過年度監査テーマに関連する特別会計（港湾会計、介護保険会計）を除く	293	923,515,434
6	上記1から5の絞り込みにより抽出されなかった支出の中から必要に応じて追加抽出	35	730,844,465
	最終的な抽出対象	205	4,984,320,279
	全体の件数・金額に対するアンケート対象の割合	3.3%	29.8%

アンケート対象抽出の考え方

各項目の考え方	
1	500 万円以上とすることにより、アンケート対象の件数を約 1 割に絞り込むことができ、かつ、委託料総額の 8 割以上をカバーすることができるため。
2	意図的に支出額を 50 万円以下として随意契約を締結している契約がないか検討するサンプル候補を把握するため。
3	過年度の監査テーマとの重複を回避するため。
4	過年度の監査テーマとの重複を回避するため。
5	過年度の監査テーマとの重複を回避するため。
6	上記 1 から 5 の絞り込みにより抽出されなかった契約の中から、別途アンケート対象とした方がよいと包括外部監査人が判断したものを。

上表「アンケート対象抽出の考え方」に記載の考え方に基づきアンケート対象を抽出し、結果として 205 件をアンケート対象とした。

(3) アンケートの項目

アンケート対象として抽出した案件に対し、次の項目によりアンケートを実施した。

項目No.	アンケート項目
1	契約名
2	会計区分
3	部署名
4	委託が行われている事業名
5	委託が行われている事業の概要
6	契約先名
7	契約方法
8	契約内容
9	契約期間
10	契約額（税込）
11	契約価格の種類
12	予定価格（税込）
13	予定価格の積算方法
14	予定価格の公表状況
15	落札率（％）（契約額／予定価格）
16	入札参加事業者数又は見積入手事業者数
17	委託理由
18	随意契約の理由・根拠法令
19	業者選定理由
20	履行確認方法
21	再委託先名
22	再委託の業務範囲
23	再委託先の選定理由
24	再委託金額（税込）

また、上記アンケート項目に併せて、アンケート対象として抽出した案件に係る平成 27 年度から令和元年度までの直近 5 年間における次の項目についても回答を依頼した。

項目
契約方法
委託先名
契約額（税込）
予定価格（税込）
落札率（％）（契約額／予定価格）

（再委託されている場合）

項目
再委託契約の方法
再委託先名
再委託契約額（税込）
再委託に係る予定価格（税込）

(4) アンケートの回答結果の分析

アンケートを依頼した 205 件全件について所管部署から回答を得ることができた。当該案件の中には同一の契約に基づき複数の支出命令済額データも含まれていたことから、契約単位に基づく実質的な回答件数は 195 件であった。

以下、アンケートの回答 195 件について分析を行う。

①契約方法別の件数の割合及び金額の割合

契約方法別の一定の金額ごとの件数は次のとおりである。

契約方法	100万円未満		100万円以上 1,000万円未満		1,000万円以上 5,000万円未満		5,000万円以上 1億円未満		1億円以上		全体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
一般競争入札	0	0.0%	26	37.1%	17	22.4%	5	26.3%	1	12.5%	49	25.1%
指名競争入札	0	0.0%	2	2.9%	4	5.3%	8	42.1%	0	0.0%	14	7.2%
随意契約	22	100.0%	42	60.0%	55	72.4%	6	31.6%	7	87.5%	132	67.7%
合計	22	100.0%	70	100.0%	76	100.0%	19	100.0%	8	100.0%	195	100.0%

金額が 5,000 万円以上 1 億円未満では指名競争入札の割合が最も多かったが、それ以外の金額の区分においてはいずれも随意契約の割合が最も高かった。

地方自治法上の原則的な契約方法である一般競争入札の割合は、いずれの金額区分においても随意契約より低く、全体の 195 件中 49 件で 25.1%であり、例外的な契約方法である随意契約の割合は、全体の 195 件中 132 件で 67.7%を占めている。

なお、契約方法別の全体の金額の割合は次のとおりであり、金額の割合においても随意契約の割合が最も高かった。

契約方法	金額（千円）	割合
一般競争入札	974,440	19.6%
指名競争入札	683,919	13.7%
随意契約	3,325,960	66.7%
合計	4,984,320	100.0%

②契約方法別の予定価格に対する契約金額の割合ごとの件数

契約方法別の予定価格に対する契約金額の割合ごとの件数は次のとおりである。

(単位：件)

契約方法	予定価格に対する契約金額の割合							件数計
	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上の合計		計	
					95%以上 99%未満	99%以上		
一般競争入札	1	6	6	5	17	14	31	49
指名競争入札	0	0	0	0	1	13	14	14
随意契約	0	0	5	4	15	108	123	132
合計	1	6	11	9	33	135	168	195

予定価格に対する契約金額の割合は、一般競争入札については、49件のうち95%以上の合計は31件で全体の63.3%を占め、そのうち99%以上の件数は14件で全体の28.6%を占めている。

指名競争入札については、14件全てが95%以上で、そのうち99%以上が13件となっている。

随意契約については、132件のうち95%以上の合計は123件で全体の93.2%を占め、そのうち99%以上の件数は108件で全体の81.8%を占めている。

上記の集計結果から判断すると、一般競争入札よりも指名競争入札及び随意契約の方が予定価格に対する契約金額の割合が高いことから、原則的な契約方法である一般競争入札の方が、総体的に競争原理が働いていると考えられる。

③契約方法別の入札参加事業者数又は見積入手事業者数ごとの件数

契約方法別の競争入札における入札参加事業者数又は随意契約における見積入手事業者数ごとの件数は次のとおりである。

(単位：件)

契約方法	入札参加事業者数又は見積入手事業者数							件数計
	1者	2者以上の合計					計	
		2者	3者	4者	5者	6者以上		
一般競争入札	18	12	8	5	0	6	31	49
指名競争入札	0	2	11	1	0	0	14	14
随意契約	116	5	7	0	1	3	16	132
合計	134	19	26	6	1	9	61	195

2者以上の者による競争が行われているのは、一般競争入札では49件中31件で63.3%、指名競争入札では14件全て、随意契約では132件中16件で12.1%である。

一般競争入札にもかかわらず入札参加事業者数が1者のみの契約が49件中18件で36.7%となっており、また、随意契約においては、見積書の徴取先が1者のみの契約が132件中116件で、87.9%を占めている。

全体では、競争入札又は随意契約における見積合せの段階で1者のみの参加が195件中134件で68.7%あり、アンケート対象とした外部委託契約の約7割が、競争原理が阻害、あるいは一定の理由により競争が排除されている状況にあるといえる。

④契約方法別の同一事業者との契約継続年数ごとの件数

契約方法別の同一事業者との契約継続年数ごとの件数は次のとおりである
(注：継続年数2年から5年までの欄の件数の中には、単年度契約のみならず長期継続契約のものも含まれている。)

(単位：件)

契約方法	継続年数					件数計
	2年	3年	4年	5年	その他	
一般競争入札	1	5	0	16	27	49
指名競争入札	0	0	0	12	2	14
随意契約	2	7	3	58	62	132
合計	3	12	3	86	91	195

その他・・・単年度契約のほか、アンケート上不明のものを含む。

契約の継続年数が最も多いのは5年で、その割合は、一般競争入札では49件中16件で32.7%、指名競争入札では14件中12件で85.7%、随意契約では132件中58件で43.9%となっており、例外的な契約方法である指名競争入札及び随意契約において、原則とする一般競争入札より同一事業者との契約が継続している割合が高いといえる。

⑤再委託されている契約の件数

再委託されている契約の件数は次のとおりであった。

(単位：件)

再委託先名の回答	件数	割合
再委託先の記載あり	32	16.4%
再委託先の記載がない又は該当ない旨の回答あり	163	83.6%
総計	195	100.0%

再委託を行う場合には、いずれの委託に関する契約書においても市の承認を得なければならない旨の規定があり、その規定どおり再委託の承認の手続は行われていた。

しかし、委託に関する契約書においては、再委託の承認に関する手続きのみ規定されており、再委託契約の方法や金額を把握することまでは求められていないことから、アンケート回答 195 件のうち、再委託金額の回答があったものは 4 件のみであった。

5. 監査対象とした個別事案の抽出方法及び抽出結果

(1) 監査対象とした個別事案の抽出方法

「4. アンケートの概要 (2) アンケート対象」で抽出したアンケート対象 205 件の中から、次の基準に基づき候補を抽出し、アンケートの回答内容等を総合的に判断した結果、最終的に 53 件の外部委託契約を監査対象とする個別事案として抽出した。

監査対象とした個別事案の抽出基準（件数及び金額は重複表記あり）

	抽出基準（抽出の考え方）	件数 (件)	金額 (円)
	アンケート対象	205	4,984,320,279
1	支出命令済額5,000万円以上のものを抽出	19	1,390,382,625
2	随意契約の理由が地方自治法施行令167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争に適しないため）以外の理由となっているものを抽出	6	124,470,761
3	アンケートの回答に加えて追加の手続を実施しなければ十分な情報が得られないと考えられるものを抽出	28	912,572,784
4	アンケートの回答内容に関して質問が必要と考えられるものを抽出	121	3,128,241,790
	最終的な抽出対象	53	2,326,256,798
	アンケート対象に対する抽出した個別事案の割合	25.9%	46.7%

個別事案抽出の考え方

監査計画時において、監査の時間的制約がある中で監査手続を実施し得る件数として 50 件前後を想定し、想定した件数を抽出するために上表の抽出基準を設定した。

(2) 監査対象とした個別事案の抽出結果

(1) による抽出の結果、監査対象とした個別事案は次のとおりである。

番号	会計区分	担当部局課	外部委託されている業務の名称	支出命令済額(円)
1	一般会計	総合政策部企画課	ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務(1)	88,127,842
2	一般会計	総合政策部企画課	ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務(2)	20,305,231
3	一般会計	財政部資産税課	平成31年度固定資産税・都市計画税納税通知書等及び軽自動車税納税通知書作成並びに封入封かん業務	11,772,000
4	一般会計	財政部市民税課	平成31年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務(普通徴収)	8,720,000

番号	会計区分	担当部局課	外部委託されている業務の名称	支出命令済額(円)
5	一般会計	財政部市民税課	平成31年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務(特別徴収税額通知書)	8,992,500
6	一般会計	市民部生活安全課	下関中央霊園除草清掃業務	10,269,000
7	一般会計	福祉部障害者支援課	下関市障害者相談支援事業(1)	5,100,000
8	一般会計	福祉部障害者支援課	下関市障害者相談支援事業(2)	5,100,000
9	一般会計	環境部クリーン推進課	平成31年度下関市し尿収集運搬等委託業務	76,704,464
10	一般会計	環境部クリーン推進課	平成31年度下関市公衆用便所等のし尿収集運搬委託業務	6,540,000
11	一般会計	環境部クリーン推進課	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託(前期)	120,629,412
12	一般会計	環境部クリーン推進課	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託(後期)	84,317,310
13	一般会計	環境部クリーン推進課	平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務(M1)	71,028,009
14	一般会計	環境部クリーン推進課	平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務(M2)	71,028,009
15	一般会計	環境部クリーン推進課	平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務(M3)	71,028,009
16	一般会計	環境部クリーン推進課	平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務(S1)	67,306,824
17	一般会計	環境部クリーン推進課	平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務(S2)	67,306,824
18	一般会計	環境部クリーン推進課	平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務(S3)	67,306,824
19	一般会計	環境部クリーン推進課	粗大ごみ等受付業務	41,763,078
20	一般会計	環境部環境施設課	奥山工場180t炉定期整備業務(1期)	73,008,000
21	一般会計	環境部環境施設課	奥山工場180t炉定期整備業務(2期)	91,190,000
22	一般会計	環境部環境施設課	奥山工場170t炉定期整備業務	191,290,000
23	一般会計	環境部環境施設課	奥山工場運転管理業務(長期継続契約)	417,840,000
24	一般会計	環境部環境施設課	奥山工場主灰セメント原料化处理業務	208,742,093
25	一般会計	産業振興部産業振興課	下関市プレミアム付商品券作成等業務	19,545,416
26	市場会計	産業振興部市場流通課	唐戸市場管理業務	32,143,400
27	市場会計	産業振興部市場流通課	唐戸市場駐車場管理業務	23,537,319

番号	会計区分	担当部局課	外部委託されている業務の名称	支出命令済額(円)
28	市場会計	産業振興部市場流通課	唐戸市場内保安警備業務委託	11,104,920
29	市場会計	産業振興部市場流通課	新下関市場警備業務	7,880,700
30	市場会計	産業振興部市場流通課	新下関市場清掃及びじん芥運搬業務	16,053,738
31	一般会計	観光スポーツ文化 部観光施設課	市立しものせき水族館(海響館)改修基本 計画策定業務	14,960,000
32	観光施設 事業会計	観光スポーツ文化 部観光施設課	火の山ロープウェイ運行業務	6,690,000
33	一般会計	観光スポーツ文化 部観光施設課	火の山地区観光施設管理運営業務	15,397,000
34	一般会計	菊川総合支所市民 生活課	平成31年度菊川地区一般廃棄物収集運搬 業務	42,510,000
35	一般会計	豊田総合支所市民 生活課	平成31年度豊田地区一般廃棄物収集運搬 業務	55,045,000
36	一般会計	豊浦総合支所下関 北部建設事務所	令和元年度大風畑線(大風畑橋)橋梁補修 測量設計業務	8,246,700
37	一般会計	豊浦総合支所下関 北部建設事務所	令和元年度恋地江尻上線(釈迦ノ下橋)橋 梁補修測量設計業務	9,143,200
38	一般会計	豊浦総合支所下関 北部建設事務所	令和元年度三町～下保木線(城光寺橋)橋 梁補修測量設計業務	8,291,800
39	一般会計	豊浦総合支所下関 北部建設事務所	令和元年度郷本線(王地橋)橋梁補修測量 設計業務	6,900,300
40	一般会計	豊浦総合支所下関 北部建設事務所	令和元年度下保木～上大野線(城光寺橋) 橋梁補修測量設計業務	5,855,300
41	一般会計	豊浦総合支所下関 北部建設事務所	令和元年度大藤二号線(大藤一号橋)橋梁 補修測量設計業務	8,547,000
42	一般会計	豊浦総合支所下関 北部建設事務所	令和元年度豊洋台線(狩宿橋)橋梁補修設 計業務	5,324,000
43	一般会計	豊浦総合支所下関 北部建設事務所	令和元年度津波敷田代線ほか16線災害復 旧工事に伴う測量設計業務	20,658,000
44	一般会計	豊北総合支所建設 農林水産課	平成31年度市道整備委託業務(豊北地区・ 西部)	9,283,622
45	一般会計	豊北総合支所建設 農林水産課	平成31年度市道整備委託業務(豊北地区・ 東部)	9,296,539
46	一般会計	教育委員会教育部 学校保健給食課	平成31年度学校給食単独調理校じん芥運 搬業務	8,781,820
47	一般会計	教育委員会教育部 学校保健給食課	下関市立中部学校給食共同調理場給食調 理等業務	51,331,845
48	一般会計	教育委員会下関市 立美術館	美術館倒木等伐採業務	491,700
49	一般会計	教育委員会下関市 立美術館	下関市立美術館植栽剪定業務	442,200

番号	会計区分	担当部局課	外部委託されている業務の名称	支出命令済額(円)
50	一般会計	教育委員会下関市立美術館	下関市立美術館剪定業務	497,750
51	一般会計	教育委員会下関市立美術館	下関市立美術館植栽管理業務（上半期）	491,400
52	一般会計	教育委員会下関市立美術館	下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務	15,217,000
53	一般会計	下関市消防局総務課	高機能消防指令センター施設保守管理業務	27,173,700

第3章 監査の結果及び意見

1. 監査の結果及び意見の定義

本報告書は、地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、監査の結果に関しては、「結果」（本報告書では「指摘」と記載している。）及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、これらを次のように定義した。

監査の「指摘」：法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項

監査の「意見」：「指摘」以外で将来のために改善・検討していくことが望ましいと判断される事項

2. 監査の結果及び意見の一覧

「3. 監査の結果及び意見（総論）」及び「4. 監査の結果及び意見（個別事案）」に記載した事項の要約を次のとおり記載する。

なお、次の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については該当する個別の項目の本文を参照されたい。

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
【総論】		
総1	【指摘】 「経済性」及び「公平性」確保に向けた契約方法の見直しについて（経済性）	<p>個別事案の検討の結果、指名競争入札が行われているにもかかわらず、特定の1者が毎年度業務を受託している契約や、特定の3者が毎年度順番に落札している契約が見受けられた。随意契約による契約締結においても、特定の2者が毎年度交互に委託先となっている契約が見受けられた。</p> <p>これらは、競争原理が有効に機能している環境下においては通常生じ得ない結果であると考えられ、「経済性」や「公平性」の確保が担保されているのか疑義がある。</p> <p>一般的には、競争原理を働かせるためには、随意契約より競争入札による契約の方に優位性があると考えられ、そのことから、指名競争入札が行われているものと思われるが、現実的にはそのような思いとはやや異なる結果が生じている。このことは、現在競争入札により委託されている業務の中には、本来競争入札を採用すべきものであっても、現在の環境下においては競争入札に適しないと判断されるものがあるのではないかと想定される。もしそうであるとすれば、今一度個々の委託業務の内容、その入札準備段階から開札に至るまでの事務の流れ及び入札結果等を総合的に勘案し、当該委託業務に合った契約の締結方法を検討するとともに、市政にとって合理的で経済的競争が働く体制になるよう施策の見直しを検討すべきである。</p>

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
		<p>また、随意契約により業務が委託されているものであっても、諸般の状況の変化等により、現在又は将来においては競争入札による契約が可能な状態になることも考えられることから、同様に契約の締結方法等について検討すべきである。</p>
<p>総 2</p>	<p>【意見】適正な予定価格の積算について（経済性）</p>	<p>予定価格の積算の根拠が明確でないもの、積算の前提となる根拠が事実とは異なるもの、及び実態と乖離している積算となっているものが散見された。</p> <p>今後は、日常の執務を行う中において、委託した業務に関する情報収集を行うとともに、実績報告書等の記載内容について分析・検討を行い、担当者が予定価格の積算に利用し得ると考えられる項目を追加するなど、次年度以降の適正な予定価格の積算の根拠として活用できるよう必要に応じて実績報告書等に記載すべき内容について見直しを図られたい。</p> <p>また、予定価格の積算に際して徴取する見積書において、見積書の徴取先が1者のみとなっている個別事案（徴取先が1者で可の随意契約理由に係る個別事案を除く。）が散見された。</p> <p>予定価格の積算は、公平性、経済性及び競争性を確保する上で重要であるため、今後は、予定価格の積算に際して徴取する見積書においても、極力2者以上から見積書を徴取するよう、より一層努力されたい。</p>
<p>総 3</p>	<p>【意見】実績報告書等の收受印について（合規性）</p>	<p>実績報告書等を收受した際の收受印の取扱いについて検討され、全庁的に統一されたい。</p>
<p>総 4</p>	<p>【意見】再委託先の適格性の判断について（合規性）</p>	<p>委託に関する契約書においては、市が再委託契約の方法や金額を把握すること、及び再委託先の適格性について検討することまでは求めていることから、委託契約の所管部署において再委託契約の方法・金額等については、ほとんど把握されておらず、また再委託先の適格性の検討についても行われていない。</p> <p>令和3年1月に公表された経済産業省の「調達等の在り方に関する検討会」の報告書において、再委託については厳格化に向けて種々の方向が示されており、今後、市においても再委託先の適格性の判断を行うことは必要になるものと思料される。</p> <p>当初の委託契約による業務を実際に行うのは再委託先であることに鑑み、再委託に関する市の承認に際しては、必要と考えられる事項を記載した書面を委託先に提出させ、再委託先の適格性の判断を行うことを検討されたい。</p>
<p>総 5</p>	<p>【意見】実績報告書に添付される写真について（合規性）</p>	<p>各委託業務に係る実績報告書に添付された作業状況の写真を確認すると、委託先が作業を実施した日付が表示されておらず、写真のみではいつ作業をしたのか判然としないものが散見された。</p>

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
		今後は、黒板等に作業内容、作業場所等に加え、作業日時を記載のうえ、撮影するよう委託先を指導し、委託業務の履行確認の一助とすることを検討されたい。
【個別事案】		
【総合政策部企画課】		
1	ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務（1）	
	(1) 【意見】ふるさと納税による寄附金額の増加に向けた施策について（有効性）	ふるさと納税による寄附金額の増加に向けて、許される範囲内での返礼品の充実による寄附額を増やす方策を検討されたい。
	(2) 【意見】委託契約書における委託料金額の工夫について（有効性）	寄附金額の更なる増加の方策として、寄附金額の実績に応じて委託先の利益率の割合を増加させるなど、委託先の寄附金額増加努力に対するインセンティブが働くような仕組みの導入を検討されたい。
	(3) 【意見】返礼品の再送付について（経済性）	賞味期限内に返礼品の受け渡しが行われず返送となり、返礼品を再送付することがあるが、このようなことが発生するとせっかくの寄附が無駄になりかねないことから、他市の同様の事例に対する対応策等を調査の上、対策を検討されたい。
	(4) 【意見】礼状の送付について（その他）	寄附金の使われ方の「見える化」及び寄附者の満足感を醸成することにもなり、また、将来に向けてのリピーター確保の一助になるものと思料されることから、寄附金の活用状況を知らせる文書を同封することを検討されたい。
	(5) 【意見】租税教育について（その他）	下関市に対する将来の寄附者を増やす方策の一つとして、小学校・中学校・高等学校の児童・生徒に対して「ふるさと納税制度」の周知を図ることを検討されたい。
	(6) 【意見】収入印紙について（合規性）	委託先と交換した契約書に貼付された収入印紙の額面について、本来必要な額よりも高い額面のものが貼付されていた。印紙税の誤りは市の責任ではないものの、適正な国税の納付が行われているか否かという観点から、市においても確認を行い、収入印紙の金額に疑義が生じた場合には、税務署に問い合わせるよう委託先に促すなど、必要に応じて適正な印紙税の納付を指導されたい。
2	ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務（2）	
	【指摘】予定価格の設定について（経済性）	返礼品送付に係る費用（運賃）については、契約書上、「実費の額。ただし、当該額は、寄附金額の7%に相当する程度の額とする。」との規定を、「実費の額。」に改定すべきである。
【財政部資産税課】		
3	平成 31 年度固定資産税・都市計画税納税通知書等及び軽自動車税納税通知書作成並びに封入封かん業務	

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(1) 【意見】入札参加事業者の拡大について（経済性）	入札参加事業者が少ない要因として、固定資産税・都市計画税納税通知書等の作成及び封入・封かん業務と軽自動車税納税通知書の作成及び封入・封かん業務がセットであることが考えられる。業務を分離し、他の事業者の入札への参加が容易になるか否かを検討されたい。
	(2) 【意見】予定価格の積算根拠の検討について（経済性）	見積書を複数事業者から徴取し、予定価格の妥当性を検討されたい。 また、入札に関する他市の同種業務の受託実績の報告書や契約書の写しを入手していることから、これらの情報を基に納税通知書1枚当たりのコストを算出・比較するなどして算定価格の積算に活用されたい。 なお、令和3年度分の入札においては、過去3年分と比較すると予定価格と落札額に乖離がみられることから、予定価格が適正な水準となっているか否かを検討されたい。
【財政部市民税課】		
4	平成31年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（普通徴収）	
5	平成31年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（特別徴収税額通知書）	
	(1) 【意見】納税通知書等（白紙）の発注数量について（経済性）	今後は、過去の印刷枚数や印字枚数等の実績を蓄積し積算の精度を高め、適正な発注枚数となるように努められたい。
	(2) 【意見】業務完了報告書の收受印について（法規性）	文書の收受に際しては下関市文書取扱規程に基づき、適正な処理をされたい。
【市民部生活安全課】		
6	下関中央霊園除草清掃業務	
	(1) 【指摘】認定事務に関する確認の証跡について（法規性）	随意契約による業者選定を可能にする認定事務において、認定基準に基づく関係資料については適切に入手・保存すべきである。
	(2) 【指摘】予定価格積算の合理性について（経済性）	予定価格の積算については、実際の面積、過去の実績報告に基づく数値等を基に正確な積み上げ計算を行うべきである。
	(3) 【意見】収入印紙について（法規性）	委託先と交換した契約書に貼付された収入印紙の額面について、本来必要な額よりも低い額面のものが貼付されていた。印紙税の誤りは市の責任ではないものの、適正な国税の納付が行われているかという観点から、市においても確認を行い、収入印紙の金額に疑義が生じた場合には、税務署に問い合わせるよう委託先に促すなど、必要に応じて適正な印紙税の納付を指導されたい。
【福祉部障害者支援課】		
7	下関市障害者相談支援事業（1）	
8	下関市障害者相談支援事業（2）	

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(1)【指摘】実績報告について（合規性）	実施要綱どおりに事業が実施完了されたことが確認できる報告書様式に見直し、事業の実施状況を確認すべきである。
	(2)【指摘】夜間・休日等の運営体制の確認について（合規性）	夜間・休日等の運営体制についても、実績報告書その他の方法で確認すべきである。
	(3)【指摘】予定価格の積算根拠について（経済性）	予定価格について、過年度における相談実績や最新の給与水準などの情報に基づき、実態に即した積算を行うべきである。
	(4)【指摘】委託先の選定理由について（合規性）	当該事業への参入の機会が各事業者で平等となるような委託先の選定方法の検討を行うべきである。
【環境部クリーン推進課】		
9	平成 31 年度下関市し尿収集運搬等委託業務	
	(1)【指摘】し尿処理手数料の納入について（合規性）	公金であることの認識を徹底し、徴収、保管、納入までの取り扱いを委託業務契約書に則して行うべきであり、また、所管課としても提出された報告書を確認し、納入について遅延があれば指導を行うべきである。
	(2)【指摘】添付資料の確認について（有効性）	今後は、所管課として提出された書類をしっかりと確認するべきであるとともに、年度の途中において車検証が更新された際には更新の報告を受けるようにすべきである。
	(3)【意見】契約の在り方の見直しについて（経済性）	本来支払の必要が無い移送業務が発生しないようにするために、収集運搬業務における原則的な搬入先を、し尿処理施設と明確にした上で、例外的に中間貯留槽への搬入を認める等の規定を設けることを検討されたい。
10	平成 31 年度下関市公衆用便所等のし尿収集運搬委託業務	
	(1)【意見】深坂自然の森し尿収集実績について（合規性）	今後は、実績報告書の確認の際には収集の実施日付の正確性に問題がないかどうかについても留意されたい。
	(2)【意見】公衆用便所等のし尿収集運搬業務実績報告書について（合規性）	実績報告書の様式については、当該委託業務の見直しを図る中で、他に報告を受けるべきものがないか等の検討を行い、実態に即した様式に見直すことを検討されたい。
11	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（前期）	
12	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（後期）	
	(1)【指摘】予定価格について（経済性）	<p>予定価格を算定するにあたり、前回委託先のみから参考作製単価の聴取をするのではなく、複数の事業者から参考作製単価の聴取を行い、その内容を十分に検証した上で予定価格を設定し、公平かつ経済性も発揮できる入札が実施されるよう検討すべきである。</p> <p>また、見積書は予定価格積算の根拠となる重要な情報であることから、見積書の徴取の際には、単なる電話等口頭による情報の聴取ではなく、その聴取内容を記録し、事後の証拠として残すべきである。</p>

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(2) 【意見】 契約の区分及び契約価格の種類について（効率性、経済性）	<p>経済情勢にもよるが、契約事務の効率化を図るためには、契約を前期・後期に区分せず、年間を通して一つの契約とすることを検討されたい。</p> <p>また、当該契約価格は総価契約となっているが、無駄の発生を最小限にするため必要数量に応じた発注及び支払いを行うという観点からは、総価契約ではなく単価契約とすることを検討されたい。</p>
	(3) 【意見】 委託先の適格性について（法規性、経済性）	<p>委託先の適格性及びコスト削減という経済性の観点からは、実際に製袋業務ができる事業者を入札参加要件とすることを検討されたい。</p>
13	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M1）	
14	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M2）	
15	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M3）	
	(1) 【指摘】 指名競争入札の合理性について（経済性）	<p>市は業務委託に際して、地区の区分けの見直しなど、市政にとって合理的で経済的競争が働く体制になるよう見直しを図るべきである。</p> <p>なお、入札事務は、労力と経費を消費し、事務が非効率となる側面を持っていることから、単に市民に理解を得るための表面的な入札であるならば実施しない方が市民の利益に資すると考えられることから、検討の結果、競争原理を機能させるための施策の見直しが実務上困難との結論になるのであれば、予定価格の積算を適正に行った上で随意契約に切り替えることも当面の選択肢の一つとして検討されたい。</p>
	(2) 【指摘】 予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）	<p>入札設計書の積算根拠を今一度検討の上、経済性と公正性の確保を図られたい。</p> <p>なお、稼働（労働）時間については、ごみの計量伝票、搬入伝票から収集運搬車両ごとの稼働時間が判明することから、ごみの種類ごとに入札設計書に記載の根拠時間と計量伝票等を精査し、予定価格積算の根拠資料とされたい。</p>
16	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S1）	
17	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S2）	
18	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S3）	
	(1) 【指摘】 指名競争入札の合理性について（経済性）	No. 13～15 の「(1) 【指摘】 指名競争入札の合理性について（経済性）」に同じ。
	(2) 【指摘】 予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）	No. 13～15 の「(2) 【指摘】 予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）」に同じ。
19	粗大ごみ等受付業務	
	(1) 【指摘】 予定価格の積算について（法規性、経済性）	<p>予定価格の積算時における職員の配置人数と実際の配置人数に差異が生じており、予定価格の算定において正確な積算がなされているのか疑義が生じる。実態に即した予定価格の積算を行うべきである。</p>

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(2)【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）	平成30年度下関せんたく会議により、管理公社に関する業者選定の特例的取扱いの廃止が決定されており、平成32年度（令和2年度）までに見直すことが決められている。下関市契約規則に基づく契約方法（原則として一般競争入札）による委託先の選定を検討すべきである。
【環境部環境施設課】		
20	奥山工場 180t 炉定期整備業務（1期）	
21	奥山工場 180t 炉定期整備業務（2期）	
22	奥山工場 170t 炉定期整備業務	
	個別事案としての特段の指摘又は意見はなかった。	—
23	奥山工場運転管理業務（長期継続契約）	
	【意見】見積書の徴取について（経済性）	実際の運転管理を行っている2者からそれぞれ見積書を提出させ、委託料の比較を行い、その経済性を検討されたい。
24	奥山工場主灰セメント原料化処理業務	
	【意見】不適物の運搬量削減によるコスト削減について（経済性）	可燃ごみの中に不燃物が混入していなければ不適物運搬コストは発生しないことから、市民に対して、不燃物の混入の状況等を周知するとともに、不燃物の分別（除去）に向けての一層の啓蒙・啓発活動を行い、協力を得られるよう努力されたい。
【産業振興部産業振興課】		
25	下関市プレミアム付商品券作成等業務	
	特段の指摘又は意見はなかった。	—
【産業振興部市場流通課】		
26	唐戸市場管理業務	
	(1)【指摘】予定価格の積算について（経済性）	予定価格の積算根拠と実績との比較を行うとともに、再委託されている業務ごとに複数の事業者から見積書を徴するなどして、合理的な予定価格を算出すべきである。
	(2)【意見】随意契約の根拠について（経済性）	業務の内容ごとに予定価格の適正な積み上げを行い、一般競争入札への変更を検討されたい。
27	唐戸市場駐車場管理業務	
	(1)【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）	No.19の「(2)【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）」に同じ。
	(2)【指摘】契約の在り方及び予定価格の合理性について（合規性、経済性）	実績のない業務が予定価格の積算の中に含まれていた。 仕様書その他契約の在り方や予算及び予定価格の積算の在り方を実態に即して見直すべきである。

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(3) 【意見】再委託先の選定について（経済性）	<p>管理公社が委託先となっている場合において、元の委託契約が随意契約、特に一者随意契約となっている場合には、再委託先の選定において複数見積書の徴取や競争入札を導入するなど、競争原理の導入を検討することが望まれる。</p> <p>なお、再委託先のうちの1者について、名称変更が生じていたが、再委託の承認手続において、管理公社及び市のいずれも旧名称のまま書類の作成等を行っていた。再委託の承認が形式的になされている可能性も否定できないことから、今後は再委託の承認に際しては留意されたい。</p>
	(4) 【意見】履行確認のために提出を受けた写真について（法規性）	<p>委託業務の履行の確認に際して提出を受けていた作業状況の写真のうち、委託作業を実施した日付が表示されたものについて、その日付が報告月と一致していないものがあった。</p> <p>作業内容は適時・正確に月次の報告書へ記載するよう、委託者を指導し、委託業務の確実な履行の証拠とされたい。</p>
28	唐戸市場内保安警備業務委託	
	【指摘】警備員名簿、履歴書について（法規性）	<p>業務委託契約書の別添仕様書において、提出及び承認に関して規定されている警備員名簿や履歴書について、市は提出を受けていなかった。</p> <p>業務委託契約書及び仕様書の規定どおり必要な手続を行うべきである。</p>
29	新下関市場警備業務	
	【指摘】予定価格積算の合理性について（経済性）	<p>毎年度、間接経費の算定に適用される加算率が異なっているが、各年度の加算率の根拠は不明である。正確な積上げ計算をするために根拠のある数値を積み上げるべきである。</p>
30	新下関市場清掃及びじん芥運搬業務	
	(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）	No. 13～15の「(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）」に同じ。
	(2) 【意見】じん芥積載車の車検証提示の義務付けについて（有効性）	<p>市の業務委託として使用するじん芥積載車であることから、車検切れ等のないことが確認できるよう委託契約書や仕様書に明記されたい。</p>
【観光スポーツ文化部観光施設課】		
31	市立しものせき水族館（海響館）改修基本計画策定業務	
	(1) 【指摘】収受印の正確な押印について（法規性）	<p>委託先から市に対して提出された業務計画書の提出が相当な期間遅れたため、市の担当者は当該文書に押印する収受印の日付を、実際に提出された日付ではなく、委託契約書の契約日付と同一日として押印している。この行為は下関市文書取扱規程に違反しており、今後はこのようなことのないよう、正確な収受印の押印に努めるべきである。</p>

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(2) 【意見】当初設計段階におけるライフサイクルコストに基づく業者選定について（経済性）	<p>一度施設の設計等の業務を受託した事業者は、当該業務に関して主要なノウハウを取得することになり、その後発生する維持管理等の業務や追加設計・工事等の業務において、他の事業者と比較して著しく有利な立場となることが想定され、また、当初において業務を受託した事業者に依存せざるを得ない場合が生じたときには、特定の事業者に依存することになり、価格競争が期待できないため、後々コストの増大をもたらす可能性がある。</p> <p>今後、当初設計段階でその後の維持管理等の業務や追加設計・追加工事等の業務の委託先が事実上決まってしまうような業務を外部委託する場合には、当初設計段階における委託先の選定に際して、ライフサイクルコストを考慮した業者選定が行われるよう検討されたい。</p>
	(3) 【意見】契約内容の確実な履行について（合規性）	<p>委託契約書の委託仕様書には、契約締結後、速やかに業務計画書を作成の上、市に提出し、その承認を受ける旨規定されているが、契約締結後、相当の期間経過後に提出されていた。</p> <p>また、市はこの規定に基づき提出された業務計画書に対して承認を与えることになっているが、課内で供覧に供したのみで、委託先に対して承認をした旨の事績が残されていなかった。</p> <p>今後は書面等でその事績を残されたい。</p>
32	火の山ロープウェイ運行業務	
	(1) 【指摘】業務の従事について（合規性）	<p>毎月の勤務状況報告書を確認したところ、委託先の一部の職員が仕様書に規定されていない業務に従事していた月があった。仕様書には、「この業務に従事する者は当該業務の実施に影響がでない範囲において、火の山地区観光施設運営業務に従事することができる」旨の規定はあるが、それ以外の業務に従事できるか否かは明らかではなく、当該業務従事状況は形式的には仕様書の規定に違反していると考えられる。</p> <p>委託先に対し、仕様書に沿った業務への従事を行うよう指導すべきである。</p> <p>また、仮に仕様書の規定が実態に即していないのであれば、当該委託業務の実施に支障を来さない範囲において仕様書の規定の在り方を見直すべきである。</p>

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(2) 【意見】業務実績の記録について（合規性、有効性）	当該委託業務の仕様書には、「制動検査日には索道技術職員 3 名を確保すること」との記載があるが、制動検査が実施された令和 2 年 2 月の勤務状況報告書には 2 名の勤務しか確認はできなかった。担当者に事情を聴取したところ、3 名参加をしているとの答弁があったが、火の山ロープウェイ運行業務の報告書に記載がなかった。 仕様書に記載のある業務については、市と委託先との約束事であり、事後において確認できるよう報告書等書面で記録を残すことを検討されたい。
33	火の山地区観光施設管理運営業務	
	(1) 【意見】運行業務契約との業務の重複及び予定価格の積算の妥当性について（経済性）	予定価格の積算に際しては、ロープウェイ業務の専門性、熟練性等を勘案し、適正な単価計算に基づく積算に変更されたい。 なお、現状では総価契約になっているが、昨今の稼働率を踏まえ、単価契約の導入が可能であるか否かの検討を行われたい。 また、繁忙期の週末以外は夜間の駐車場利用者が少ないことが把握された。そこで、一部の業務を夜間警備等で代替する等、コスト削減が可能であるか否かの検討を行われたい。
	(2) 【意見】会計区分間の一体的運用について（有効性）	当該委託業務は一般会計で計上される。一方、No. 32 の火の山ロープウェイ運行業務は観光施設事業特別会計で計上されている。両業務は現場の運営において連携がなされていることから、予算の運用、実績の把握、業務の計画・見直しなどにおいて両業務を一体的に運用することを検討されたい。
【菊川総合支所市民生活課】		
34	平成 31 年度菊川地区一般廃棄物収集運搬業務	
	(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）	No. 13～15 の「(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）」に同じ。
	(2) 【指摘】予定価格の積算について（経済性）	No. 13～15 の「(2) 【指摘】予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）」に同じ。
【豊田総合支所市民生活課】		
35	平成 31 年度豊田地区一般廃棄物収集運搬業務	
	(1) 【指摘】予定価格の積算について（経済性）	No. 13～15 の「(2) 【指摘】予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）」に同じ。
	(2) 【意見】実績報告書の收受印について（合規性）	No. 4～5 の「(2) 【意見】業務完了報告書の收受印について（合規性）」に同じ。
【豊浦総合支所下関北部建設事務所】		
36	令和元年度大風畑線（大風畑橋）橋梁補修測量設計業務	
37	令和元年度恋地江尻上線（釈迦ノ下橋）橋梁補修測量設計業務	
38	令和元年度三町～下保木線（城光寺橋）橋梁補修測量設計業務	
39	令和元年度郷本線（王地橋）橋梁補修測量設計業務	
40	令和元年度下保木～上大野線（城光寺橋）橋梁補修測量設計業務	

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
41	令和元年度大藤二号線（大藤一号橋）橋梁補修測量設計業務	
42	令和元年度豊洋台線（狩宿橋）橋梁補修設計業務	
43	令和元年度津波敷田代線ほか 16 線災害復旧工事に伴う測量設計業務	
	【意見】入札保証金について（合規性）	下関市契約規則では入札保証金免除に関して規定されているが、入札参加者において入札保証金免除に関する具体的な判定の事績が残されていなかった。今後は免除等について判断した検討事績を保存するようにされたい。
【豊北総合支所建設農林水産課】		
44	平成 31 年度市道整備委託業務（豊北地区・西部）	
45	平成 31 年度市道整備委託業務（豊北地区・東部）	
	【指摘】委託先の選定について（経済性）	直近の契約状況を確認したところ、毎年度、西部地区及び東部地区の両地区において、特定の事業者 2 者が交互に契約を締結する結果となっており、このような現状から判断すると、実質的な競争原理が働いているとは考えにくい状況にある。 地区の範囲（区分け）など、業務の内容の見直しや、見積合せ業者数を増やすなど、実質的な競争原理が働くような見直しを検討すべきである。
【教育委員会教育部学校保健給食課】		
46	平成 31 年度学校給食単独調理校じん芥運搬委託	
	(1) 【指摘】実績集計資料の正確性について（合規性、経済性）	予定価格積算の前提となる前年度実績の集計表に誤りがあり、予定価格は本来あるべき予定価格と相違していた。 予定価格積算の根拠となる基礎情報や実績集計結果の正確性を検証した上で予定価格を算定すべきである。
	(2) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）	No. 13～15 の「(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）」に同じ。
47	下関市立中部学校給食共同調理場給食調理等業務	
	【指摘】業務体制の不備について（合規性）	当該委託業務の仕様書では、「調理業務従事者のうち、業務副責任者 4 名を定める」旨規定されているが、契約日から平成 30 年 12 月までの 9 か月間、業務副責任者が 2 名しか配置されていなかった。 市は、学校給食が安心・安全、かつ滞りなく提供されるために、委託先から報告を受ける書類の確認や業務が行われている現場の視察などにより、仕様書どおりの業務体制となっているかを定期的に確認すべきである。
【教育委員会美術館】		
48	美術館倒木等伐採業務	
49	下関市立美術館植栽剪定業務	
50	下関市立美術館剪定業務	
51	下関市立美術館植栽管理業務（上半期）	

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
	(1) 【意見】履行の確認方法について（合規性）	見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間や人数の把握を記録として残すことを検討されたい。 なお、今後、新たな委託先と契約する場合などに際して円滑な業務遂行が可能となることから、今後の課題等についても文書として残すことを検討されたい。
	(2) 【意見】見積合せについて（合規性、経済性）	仕様書には業務内容及び場所等の情報が記載されているが、見積合せに参加した2社の見積書の様式が、小区分まで項目の記載内容が一致し、単価及び数量が違うのみであった。 仕様書に基づいて見積書の形式が類似するのは想定できるが、仕様書には記載のない小区分まで項目の記載内容が一致するのは不自然である。 市から事業者に見積依頼をする際、どこに依頼したかや依頼した事業者数などの情報を与えていないとのことではあるが、競争原理が有効に機能している環境下においては通常生じ得ない結果であると考えられる。 自由競争が機能し、経済的合理性を確保するためにも、見積業者の選定にあたっては、利害関係のない事業者を複数選定し、また、担当者による見積書の様式の確認をより慎重に行うことを検討されたい。
	(3) 【意見】契約方法の変更について（合規性）	令和元年度において、一般競争入札から随意契約に変更されていたが、その理由及び検討内容が文書により確認できなかった。 契約方法を原則である一般競争入札から例外である随意契約に変更する場合の理由及び検討内容については、事後の判断にも影響することから、文書で残すことを検討されたい。
52	下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務	
	(1) 【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）	No. 19の「(2) 【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）」に同じ。
	(2) 【意見】委託業務の履行確認について（有効性）	仕様書どおりの履行がなされたか否かの確認及び契約金額の妥当性を評価するうえでも、従事した業務及び従事時間の実績報告書の提出の義務付けを契約書に規定することを検討されたい。
	(3) 【意見】契約変更の必要性について（経済性）	大幅な休館日数の増加等により、見積もり段階と大きな乖離が生じることを想定し、契約書に契約変更時の取扱いや契約額の減額等について規定することを検討されたい。
	(4) 【意見】外部委託の必要性について（経済性）	美術館の事務職員の一部は会計年度任用職員として採用となっているが、経済的合理性の観点から、当該委託業務に代えてこの採用の形態が適用できるか否かについて検討を行われたい。

番号	指摘又は意見の項目	内容（要約）
【消防局総務課】		
53	高機能消防指令センター施設保守管理業務	
	(1) 【指摘】再委託に関する規定について（合規性）	<p>委託契約書上、再委託に関する明確な規定がないにもかかわらず、再委託とは直接の関係がない規定を根拠として再委託が行われていた。</p> <p>今後は、委託契約書において、再委託に関する規定を設けるべきである。</p> <p>なお、当該委託業務の名称は「高機能消防指令センター施設保守管理業務」であるが、「高機能消防指令センター施設保守管理業務」に係る承認及び承諾通知について」において記載されている契約書名が「消防救急無線施設保守管理業務委託契約書」となっていた。再委託の承認が形式的になされている可能性も否定できないことから、今後は再委託の承認に際しては留意されたい。</p>
	(2) 【指摘】保守業務技術者名簿の提出について（合規性）	<p>専門家としての信頼性を維持確保するためにも、仕様書に記載のとおり、再委託先の担当者の変更がある場合には、事前に保守業務技術者名簿の再提出を求めべきである。</p>
	(3) 【意見】委託契約書の内容の充実について（合規性）	<p>委託契約書の仕様書の中に、「委託先の保守管理業務での過失により市や通報者に損失が生じた場合には、委託先は責任を負う」旨の規定が、平成31年度の契約から新たに追加されているが、具体的にはどのような損失に対してどのような責任を負うのか、その内容が明確でない。</p> <p>他市での実際の損失の発生事例や、現時点において考えられる損失の内容・その処理方法等を検討され、今後の委託契約書の仕様書の見直しの際に役立てられたい。</p>

3. 監査の結果及び意見（総論）

「第2章 監査の対象とした特定の事件の概要」の「4. アンケートの概要（4）アンケートの回答結果の分析」及び本章の「4. 監査の結果及び意見（個別事案）」に基づき、全庁的に取り組むべきと考えられる5項目を記載する。

（総1）【指摘】「経済性」及び「公平性」確保に向けた契約方法の見直しについて（経済性）

イ 個別事案の検討の結果、指名競争入札が行われているにもかかわらず、特定の1者が毎年度業務を受託している契約や、特定の3者が毎年度順番に落札している契約が見受けられた。具体的には、No. 13～No. 15「平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M1、M2、M3）」、No. 16～18「平成31年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S1、S2、S3）」、No. 30「新下関市場清掃及びじん芥運搬業務」、No. 34「平成31年度菊川地区一般廃棄物収集運搬業務」及びNo. 46「平成31年度学校給食単独調理校じん芥運搬委託」が該当する。

ロ 随意契約による契約締結において、特定の2者が毎年度交互に委託先となっている契約が見受けられた。具体的には、No. 44～45「平成31年度市道整備委託業務（豊北地区・西部、豊北地区・東部）」が該当する。

上記イ及びロについては、競争原理が有効に機能している環境下においては通常生じ得ない結果であると考えられ、「経済性」や「公平性」の確保が担保されているのか疑義がある。

一般的には、競争原理を働かせるためには、随意契約より競争入札による契約の方に優位性があると考えられ、そのことから、指名競争入札が行われているものと思われるが、現実的にはそのような思いとはやや異なる結果が生じている。このことは、現在競争入札により委託されている業務の中には、本来競争入札を採用すべきものであっても、現在の環境下においては競争入札に適しないと判断されるものがあるのではないかと想定される。もしそうであるとすれば、今一度個々の委託業務の内容、その入札準備段階から開札に至るまでの事務の流れ及び入札結果等を総合的に勘案し、当該委託業務に合った契約の締結方法を検討するとともに、市政にとって合理的で経済的競争が働く体制になるよう施策の見直しを検討すべきである。

また、随意契約により業務が委託されているものであっても、諸般の状況の変化等により、現在又は将来においては競争入札による契約が可能な状態になることも考えられることから、同様に契約の締結方法等について検討すべきである。

(総2)【意見】適正な予定価格の積算について（経済性）

個別事案の検討の結果、予定価格の積算の根拠が明確でないもの（例：人件費の積算における期末手当等の積算が明確な根拠なく基本給の5か月分として算定されている。）、積算の前提となる根拠が事実とは異なるもの（例：草刈りの作業面積が実際の面積と相違している。）、及び実態と乖離している積算となっているもの（例：1日の作業時間や使用車両台数の見積りが実績報告書等の資料から推定される実績時間や実際の車両稼働台数と異なる。）が散見された。

これは、予定価格の積算が、外部委託業務を所管する各部署において、予算ありきの安易な前年踏襲による積算が行われているのではないかと危惧されるとともに、外部委託業務の実績報告書その他の書類（以下「実績報告書等」という。）の提出を受けているにもかかわらず、これら実績の分析・検討が十分に行われていないことが要因の一つとして考えられる。

今後は、日常の執務を行う中において、委託した業務に関する情報収集を行うとともに、実績報告書等の記載内容について分析・検討を行い、担当者が予定価格の積算に利用し得ると考えられる項目を追加するなど、次年度以降の適正な予定価格の積算の根拠として活用できるよう必要に応じて実績報告書等に記載すべき内容について見直しを図られたい。

また、下関市契約規則第23条第1項において、「随意契約によるうとするときは、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。」と規定されており、これは随意契約においても価格決定に競争の原理を取り入れ経済性を確保しようとする趣旨と考えられる。

しかしながら、予定価格の積算に際して徴取する見積書において、見積書の徴取先が1者のみとなっている個別事案（徴取先が1者で可の随意契約理由に係る個別事案を除く。）が散見された。

予定価格の適正な積算は、公平性、経済性及び競争性を確保する上で重要であるため、今後は、予定価格の積算に際して徴取する見積書においても、極力2者以上から見積書を徴取するよう、より一層努力されたい。

(総3)【意見】実績報告書等の收受印について（法規性）

文書の收受に際しては、下関市文書取扱規程に基づき処理が行われている。

委託先から実績報告書等の提出を受けているが、收受の押印がなされている部署となされていない部署があり、取扱いがそれぞれ異なっている。

実績報告書等を收受した際の收受印の取扱いについて検討され、全庁的に統一されたい。

(総4)【意見】再委託先の適格性の判断について（合規性）

委託契約については、委託業務の一定部分を第三者に再委託する場合には、委託契約書の文言上、市の承認を得ることによって可能となっている。しかし、市が再委託契約の方法や金額を把握すること、及び再委託先の適格性について検討することまでは求めていることから、委託契約の所管部署において再委託契約の方法・金額等については、ほとんど把握されておらず、また再委託先の適格性の検討についても行われていない。

令和3年1月に公表された経済産業省の「調達等の在り方に関する検討会」の報告書において、再委託については厳格化に向けて種々の方向が示されており、今後、市においても再委託先の適格性の判断を行うことは必要になるものと思料される。

当初の委託契約による業務を実際に行うのは再委託先であることに鑑み、再委託に関する市の承認に際しては、例えば次のような事項を記載した書面を委託先に提出させ、再委託先の適格性の判断を行うことを検討されたい。

- イ 再委託の相手方の商号又は名称及び所在地
- ロ 再委託を行う業務の範囲
- ハ 再委託の必要性
- ニ 再委託先を選定した理由
- ホ 再委託先における再委託する業務を履行する能力
- ヘ 再委託金額

(総5)【意見】実績報告書に添付される写真について（合規性）

各委託業務に係る実績報告書に添付された作業状況の写真を確認すると、委託先が作業を実施した日付が表示されておらず、写真のみではいつ作業をしたのか判然としないものが散見された。

今後は、黒板等に作業内容、作業場所等に加え、可能な限り作業日時を記載のうえ、撮影するよう委託先を指導し、委託業務の履行確認の一助とすることを検討されたい。

4. 監査の結果及び意見（個別事案）

個別事案に関する監査の結果及び意見は、個別事案ごとに以下の構成で記載している。

No. ○○（外部委託されている業務の名称）

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

(2) 委託契約の概要

2. 監査の結果及び意見

関連する個別事案については、関連する事案ごとにまとめて記載している。

個別事案の抽出に先立って実施したアンケートにおいては、税込金額により「契約額」及び「予定価格」の回答を入手したが、令和元年度は年度の途中において消費税率が改正され、それに応じて契約金額も変更されている。

各個別事案における委託契約の概要に記載している契約額及び予定価格はいずれも税込金額であるが、契約額は消費税率改正後の金額、予定価格は消費税率改正前の金額となっている。

「契約額／予定価格」の計算結果について整合性を確保するため、「委託契約の概要」に記載している「契約額／予定価格」は税抜金額に基づく計算結果を記載している。

No.1 ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務 (1)

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	ふるさと納税業務
担当部課	総合政策部企画課
事業内容	平成 20 年度に創設された国のふるさと納税制度を活用した「ふるさとしものせき応援寄附金」の周知PR、受付、返礼品送付等の業務

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務
契約先名	株式会社JTBふるさと開発事業部
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	「ふるさとしものせき応援寄附金」に関する、寄附申込に対する対応、WEBサイトの対応、寄附者情報の管理、礼状・返礼品の送付、ポイントの管理、返礼品の企画・提案、ホームページやイベントでのPR等の業務を委託し、寄附額のアップを図るものである。 委託料は返礼品代として寄附額の30%、業者手数料として同12.5%、送料として同7%となっている（いずれも消費税等を含む。）。
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	ふるさとしものせき応援寄附金額の49.5%相当額（消費税等を含む。）
予定価格（税込）	実績による一定の率
予定価格の積算方法	参考見積書
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	事務の効率化のため
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	過去のプロポーザルにより選定した事業者であり、業務の性質に鑑み、3年間を限度としたため
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	有

ふるさと納税制度は平成20年度から始まった制度で、平成28年度までは市の職員で当該業務を行っていたが、その後制度開始当時に比べ寄附件数や寄附金額が増加したことで事務量が増大し、また、新たな返礼品の開拓にも迫られたことから、職員による対応では限界になり業務委託を行ったものである。

委託先である株式会社JTBふるさと開発事業部は、他市でも同様の業務を受注しているノウハウ等実績のある事業者であり、決定に際してはプロポーザル方式を経て契約に至ったものである。

直近5年間のふるさとしものせき応援寄附金額（以下個別事案 No. 1 及び No. 2 に
 において「寄附金額」という。）等の実績は次のとおりである。

年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
①寄附金額（千円）	154,893	89,983	212,894	230,259	250,223
②寄附件数（件）	3,622	2,124	6,127	5,655	4,423
③税額控除（市民税額） （千円）（注 1）	52,572	87,870	126,444	175,475	205,470
④委託料（千円）（注 2）	—	—	117,388	127,469	108,433
⑤差引（①－③－④） （千円）（注 3）	102,321	2,113	▲30,938	▲72,685	▲63,680

（注）1 暦年期間での集計である。

2 平成 29 年度から業務委託が開始されている。金額は、個別事案 No. 1 及び No. 2 の委託料の合計である。平成 30 年度はプロモーション等支援業務に係る支出 4,999 千円があり、当該金額を含めている。

3 ①の寄附金額の集計は年度単位、③の税額控除の集計は暦年単位であり、集計期間が異なるが、参考として差引額を算出している。

上記表に基づけば、他の普通地方公共団体の住民からの寄附の受入額から、下関市民の他の普通地方公共団体への寄附による市税の減少額及び委託先への委託料等の費用を差し引くと赤字になっているが、市税の減少分に対しては国から補填（減少額の 75%）があることから、最終的な収支はプラスになっている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 【意見】 ふるさと納税による寄附金額の増加に向けた施策について（有効性）

「ふるさと納税」については、都市部に集まる税収の地方への再配分という機能がある反面、返礼品競争が過熱化し、本来の趣旨に沿わない等制度面におけるプラス面・マイナス面についていろいろと議論がなされているが、この制度が存続する限りは返礼品という特典を求めて、下関市民から他の普通地方公共団体への寄附はこれからも続くものと想定され、その結果、下関市の税収が減少することになり、その減少額を補填する意味においても、他の普通地方公共団体の住民からの寄附を増やす努力は、今後とも続ける必要があると思われる。

そのためには、下関市の歴史や地域特性を活かした魅力あるまちづくりはもちろんのことではあるが、併せて、許される範囲内での返礼品（現在 350 程度の返礼品が用意されている。）の充実にも努められたい。

(2) 【意見】 委託契約書における委託料金額の工夫について（有効性）

委託契約書第 5 条において、業務の委託料の額のうち寄附受付等包括的業務に係る費用は、「寄附金額の 12.5%相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする」旨、規定されている。

当該規定によれば、委託先の利益は寄附金額の 12.5%相当額であり、寄附金額の増加に応じて一定率の利益を得ることができるが、寄附金額の多寡にかかわらず委託先の利益率は固定されている。

寄附金額の更なる増加の方策として、寄附金額の実績に応じて委託先の利益率の割合を増加させるなど、委託先の寄附金額増加努力に対するインセンティブが働くような仕組みの導入を検討されたい。

(3) 【意見】返礼品の再送付について（経済性）

返礼品のうちフク刺身等の生鮮食品については、寄附者の要望により指定された日時に受け取れるように送付しているが、賞味期限の観点から相手先の都合による不在により、やむを得ず運送業者が持ち帰り、返礼品提供業者に返品される事態が発生している。その場合、新たな商品を調達し再送付をしているが、現状ではその再送付に係る損失については市が負担をしている。

このようなことが頻繁に発生すると、せつかくの寄附が無駄になりかねないことから、他市の同様の事例に対する対応策等を調査の上、対策を検討されたい。

なお、寄附者に対して、発送の際に「〇月〇日〇時頃にお届けしますので、ご在宅をお願いします」等の連絡を行うのも一つの方法と思われる。

(注) 平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの期間においては 10 件の返品・再送付が生じていた。

(4) 【意見】礼状の送付について（その他）

寄附者に対して市長から礼状を出しているが、この礼状に、「寄せられた寄附金は、『子供の安全確保・健全育成等を目的とした公園・児童施設等の環境整備』に使用させていただきました」等、その活用状況を知らせる文書を同封することを検討されたい。

このことは、寄附金の使われ方の「見える化」及び寄附者の満足感を醸成することにもなり、将来に向けてのリピーター確保の一助になるものと思料される。

(5) 【意見】租税教育について（その他）

そもそもこの制度は、自分が生まれ生活した地域の普通地方公共団体から、医療や教育等の様々な住民サービスを受けて育ったにもかかわらず、進学や就職などで生活の場を都会に移し、そこで納税を行うことになり、その結果、都会の普通地方公共団体は税収を得るが、自分が生まれ育った故郷の普通地方公共団体には税収が入らないことから、自分を育ててくれた「ふるさと」に自分の意思でいくらかでも納税ができる制度があってもいいのではないかという考えのもとに創られたものである。

そのような制度の趣旨に鑑みると、下関市に対する将来の寄附者を増やす方策の一つとして、小学校・中学校・高等学校の児童・生徒に対して「ふるさと納税制度」の周知を図ることを検討されたい。

このふるさと納税制度を周知することは、将来、出身地である下関を折りに触れ思い出すことにもなり、ひいては、郷土愛を育むことになるものと思われる。

なお、下関市には、法人会、青色申告会、納税貯蓄組合、間税会、税理士会の各種団体の他、税務署、県税、市役所（財政部）が構成員となって結成された税務団体協議会という組織があり、この組織の活動の一環として市内の小・中・高の児童・生徒に税金の使われ方等を学ぶ機会として租税教育を毎年実施しており、この租税教育の中で「ふるさと納税」について周知することは可能（事前の協議は必要。）と思料される。

(6) 【意見】 収入印紙について（合規性）

「ふるさとしものせき応援寄附金」に関する業務を委託するに際して下関市と業者間で委託契約を締結しているが、その契約に際して作成された市保管の委託契約書には4,000円の収入印紙が貼付されていた。

委託契約書の内容を検討すると、印紙税法上、請負に関する契約書に該当し、記載金額はないことから、貼付を要する収入印紙は200円になると判断され、3,800円の過大納付となっている。

印紙税の誤りは市の責任ではないものの、適正な国税の納付が行われているか否かという観点から、市においても確認を行い、収入印紙の額に疑義が生じた場合には、税務署に問い合わせるよう委託先に促すなど、必要に応じて適正な印紙税の納付を指導されたい。

No.2 ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務 (2)

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	ふるさと納税業務
担当部課	総合政策部企画課
事業内容	平成 20 年度に創設された国のふるさと納税制度を活用した「ふるさとしものせき応援寄附金」の周知PR、受付、返礼品送付等の業務

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務
契約先名	株式会社ジーエーピー
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	「ふるさとしものせき応援寄附金」における事務及び関連する業務等の運営 ふるさと応援寄附金額の更なる獲得のために、随意契約によりふるさと納税業務の委託先を追加している。
契約期間	令和元年6月21日～令和2年3月31日
契約額（税込）	20,305,231円
予定価格（税込）	(1) 返品調達に係る費用（返礼品代金） 寄附金額の30%に相当する額（消費税等を含む。） (2) 寄附受付等包括的業務に係る費用（管理手数料） 寄附金額の12%（消費税等を除く。）に相当する額 (3) 返礼品送付に係る費用（運賃） 実費の額。但し、当該額は、寄附金額の7%に相当する程度の額
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	事務の効率化
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	高所得者用クレジットカード保有者に本市ふるさと納税を訴求できるため
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

【指摘】 予定価格の設定について（経済性）

委託先の株式会社ジーエーピーは、高所得者用クレジットカード保有者に向け、ふるさと納税の周知PR、受付返礼品送付等の業務を市から受託している。

委託料のうち運賃は、業務委託契約書（以下当事案において「契約書」という。）第5条（3）において「実費の額。但し、当該額は、寄附金額の7%に相当する程度の額」と定めている。毎月末に市に報告される業務完了報告書及び請求明細書を基に集計すると、以下のとおりであり、1件当たり寄附金が高額であるため、運賃比率は7%を大幅に下回っている。

	委託料 (千円)	うち運賃 (千円)	寄附金額 (千円)	寄附件数 (件)
10月	65	—	496	2
11月	2,800	6	20,451	117
12月	14,872	393	24,213	152
1月	1,917	70	146	1
2月	441	16	284	2
3月	207	6	269	2
合計	20,305	492	45,859	276
寄附金額比率	44.3%	1.1%	—	—

契約書で運賃を「7%」と定めている理由は、一般納税者向けの「ふるさとしものせき応援寄附金に係る業務」（個別事案 No. 1）を株式会社 JTBふるさと開発事業部と締結しており、その業務契約書を基に作成したためである。

当該委託業務における委託先との契約では、上表のとおり、運賃の実額が寄附金額の7%を上回ることは想定されない。

返礼品送付に係る費用（運賃）については、契約書上、「実費の額。ただし、当該額は、寄附金額の7%に相当する程度の額とする。」との規定を、「実費の額。」に改定すべきである。

（注）No. 1 及び No. 2 の事案ともに、令和2年度の委託契約においては、返礼品の配送料（運賃）については実費とする旨が、契約書に規定されている。

No. 3 平成 31 年度固定資産税・都市計画税納税通知書等及び軽自動車税納税通知書作成並びに封入封かん業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	賦課徴収費 資産税業務（政策）
担当部課	財政部資産税課
事業内容	税総合システムにより処理、出力された固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書ファイル等の内容の印字及び封入封かんを委託するもの。

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	平成 31 年度固定資産税・都市計画税納税通知書等及び軽自動車税納税通知書作成並びに封入封かん業務
契約先名	赤坂印刷株式会社
契約方法	一般競争入札
契約内容	納税通知書の作成、印字及び封入封かん
契約期間	平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日
契約額（税込）	11,772,000 円
予定価格（税込）	12,368,268 円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	95.6%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	事務の効率化
業者選定理由	最低価格（予定価格を下回ったため）
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【意見】 入札参加事業者の拡大について（経済性）

形式的には一般競争入札となっているが、入札参加事業者が 1 者（令和 3 年度は 2 者）となっており、競争原理が働いていない状況にある。

入札参加事業者が少ない要因として、固定資産税・都市計画税納税通知書等の作成及び封入・封かん業務と軽自動車税納税通知書の作成及び封入・封かん業務がセットであることが考えられる。業務を分離し、他の事業者の入札への参加が容易になるか否かを検討されたい。

(2) 【意見】 予定価格の積算根拠の検討について（経済性）

予定価格の算定に際して徴取している参考見積書の徴取先が入札参加事業者（委託先）1 者のみとなっているため、参考見積金額が妥当かどうかの判断がつきにくい状況である。見積書を複数事業者から徴取し、予定価格の妥当性を検討されたい。

また、入札に関する他市の同種業務の受託実績の報告書や契約書の写しを入手していることから、これらの情報を基に納税通知書 1 枚当たりのコストを算出・比較するなどして算定価格の積算に活用されたい。

なお、令和3年度分の入札においては他の事業者1者が入札に参加し、その結果、落札率が58%となっている。過去3年分と比較すると、予定価格と落札額に乖離がみられることから、予定価格が適正な水準となっているか否かを検討されたい。

当該委託業務の対象年度別契約状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託先名	赤坂印刷株式会社	赤坂印刷株式会社	赤坂印刷株式会社	赤坂印刷株式会社
契約額（税込）（千円）	14,040	11,772	12,320	8,580
予定価格（税込）（千円）	16,244	12,368	12,352	14,756
契約額／予定価格（税抜）	86.4%	95.6%	99.7%	58.1%
入札参加事業者数	1	1	1	2

（注） 例年、当該委託業務は対象年度の前年秋に入札が実施されており、令和3年度分は例年どおり令和2年10月9日に入札が実施されている。

なお、令和2年度分においては入札の時期を早め、令和元年8月1日に入札が実施されている。

No. 4～5 平成 31 年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（普通徴収、特別徴収税額通知書）

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	賦課徴収費 市民税業務
担当部課	財政部市民税課
事業内容	個人の市県民税の課税業務

(2) 委託契約の概要

No. 4

委託業務の名称	平成 31 年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（普通徴収）
契約先名	赤坂印刷株式会社
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
契約内容	普通徴収の個人市県民税納税通知書の作成及び封入・封かんを行う。
契約期間	平成 30 年 10 月 10 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	8,720,000 円
予定価格（税込）	8,865,720 円
予定価格の積算方法	市の積算
契約額／予定価格（税抜）	97.5%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	事務の効率化
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	件数、封入物の抽出確認、印字確認
再委託の有無	無

No. 5

委託業務の名称	平成 31 年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（特別徴収税額通知書）
契約先名	赤坂印刷株式会社
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
契約内容	特別徴収の個人市県民税納税通知書の作成及び封入・封かんを行う。
契約期間	平成 30 年 10 月 29 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	8,992,500 円
予定価格（税込）	9,311,516 円
予定価格の積算方法	市の積算
契約額／予定価格（税抜）	95.5%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	事務の効率化
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	件数、封入物の抽出確認、印字確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【意見】納税通知書等（白紙）の発注数量について（経済性）

印刷業者は年度当初、契約に基づいた枚数の税額通知書（白紙）等を作成し、その後、毎月、市から提供された納税データをその税額通知書に印字し、それを封筒に入れ、市に納品している。

市民税課は納品された通知書等の枚数を検品するとともに、一部については封筒の中身の確認のため抜き取り検査を実施した後、郵送を行っている。

委託先が毎月発行する納品書に基づいて令和元年度の 1 年間の実績を集計した結果、未使用のままの納税通知書等の枚数は以下のとおりとなっている。

普通徴収分 (単位:枚)

	印刷枚数	業者印字枚数	未使用枚数	未使用率
納税通知書等	66,000	57,705	8,295	12.6%

特別徴収分 (単位:枚)

	印刷枚数	業者印字枚数	未使用枚数	未使用率
税額通知書（会社用）	50,000	30,269	19,731	39.5%
税額通知書（本人用）	56,000	40,737	15,263	27.3%

このように多量の余剰在庫が生じた要因としては、当該委託業務の外部委託が比較的最近（平成 29 年度）から開始されたことから、過去の実績の積み上げが十分ではなく、また、現場サイドとしては、予期せぬ事態の発生により印刷枚数が不足し、納期限までに納税通知書の発送ができなくなることを避けたいとの思いが考えられる。

今後は、過去の印刷枚数や印字枚数等の実績を蓄積し積算の精度を高め、適正な発注枚数となるように努められたい。

(2) 【意見】業務完了報告書の収受印について（合規性）

委託先は、毎月業務完了報告書を提出しているが、市民税課では収受の押印がなされていない。また、他にも収受の押印のない文書が認められた。

文書の収受に際しては下関市文書取扱規程に基づき、適正な処理をされたい。

No. 6 下関中央霊園除草清掃業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	墓地費中央霊園管理
担当部課	市民部生活安全課
事業内容	下関中央霊園の年間管理料の徴収及び管理人を配置し維持管理を行う。

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	下関中央霊園除草清掃業務
契約先名	企業組合下関中高年事業団
契約方法	随意契約
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人使用区画（墓碑建立区画）を除く霊園内区域すべての除草清掃 業務実施により発生した廃棄物の搬出及び処分
契約期間	平成 31 年 4 月 5 日～令和元年 12 月 31 日
契約額（税込）	10,269,000 円
予定価格（税込）	10,212,480 円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取及び過年度実績
契約額／予定価格（税抜）	99.9%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	墓園の環境整備（中央霊園の維持管理）のため
随意契約の理由	シルバー人材センター等に準ずる者（※）として認定を受けた者との契約
業者選定理由	シルバー人材センター等に準ずる者（※）として認定を受けた者であり、当該委託業務に係る役務の提供が可能のため
履行確認方法	管理人による立会及び報告書の確認
再委託の有無	無

※ 「シルバー人材センター等に準ずる者」とは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号のシルバー人材センターに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者のことである。市は、当該認定を受けた者との間で一般競争入札によることなく、随意契約を締結することができる。

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 認定事務に関する確認の証跡について（合規性）

市は、業者選定理由として「シルバー人材センター等に準ずる者として認定を受けた者である」としており、当該業務の委託先である企業組合下関中高年事業団がシルバー人材センター等に準ずる者（以下当事案において「支援団体」という。）に該当することを前提としている。

支援団体の認定は「下関市高齢者等就業支援団体認定事務に関する基準」（以下当事案において「認定基準」という。）に基づき実施されることとなっており、認定要件の中には、「市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者である」ことが規定されている（認定基準第 2 条（5））。

支援団体の認定を所管する産業振興部産業立地・就業支援課の担当者より認定手続に関する資料を入手し確認したところ、「下関市高年齢者等就業支援団体 認定審査確認表」には国税に関する滞納がないことを示す「○印」が付されていたが、国税納税証明書は同課保管の資料綴りの中には保存されておらず、何によって国税の滞納がないことを確認したのか不明である。

随意契約による業者選定を可能にする認定事務において、認定基準に基づく関係資料については適切に保存すべきである。

(2) 【指摘】 予定価格積算の合理性について（経済性）

当該委託業務における予定価格の積算は、「除草業務」と「側溝清掃・落ち葉清掃」の業務に分けて算定されている。

前者については、その除草場所を4区分し、面積割りで単価計算（単価については公園緑地課において算定したものを採用）を行い予定価格の積算をしているが、算定の基となった面積が実際の面積と相違していた。

また、後者については、一日当たりの人件費単価に人役（延べ人数）を乗じて予定価格を積算しているが、延べ人数の根拠が曖昧である。

このような予定価格の積算になっているのは、当該委託業務に関する予算金額に見合うように面積、延べ人数等の数値を調整していることから発生したものと史料される。

予定価格の積算については、実際の面積、過去の実績報告に基づく数値等を基に正確な積み上げ計算を行うべきである。

(3) 【意見】 収入印紙について（合規性）

市が保管する委託契約書は委託先が契約金額に応じた収入印紙を貼付することとなっており、当該契約に関する委託契約書においては契約金額が税抜9,450,000円であることから必要な収入印紙の金額は10,000円となる。

当契約に関する委託契約書を確認したところ、貼付されていた収入印紙の金額は5,000円であり、本来必要な収入印紙の金額とは相違していた。

印紙税の誤りは市の責任ではないものの、適正な国税の納付が行われているか否かという観点から、市においても確認を行い、収入印紙の額に疑義が生じた場合には、税務署に問い合わせるよう委託先に促すなど、必要に応じて適正な印紙税の納付を指導されたい。

(4) (総論) 【意見】 実績報告書に添付される写真について（合規性）

「第2章 監査の対象とした特定の事件の概要」の「3. 監査の結果及び意見（総論）」中の「(総5) 【意見】 実績報告書に添付される写真について（合規性）」参照。

No. 7～8 下関市障害者相談支援事業（2件）

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	相談支援
担当部課	福祉部障害者支援課
事業内容	地域生活支援事業に係る相談支援事業

(2) 委託契約の概要

(No. 7 及び No. 8 は契約先名以外同一内容のため、まとめて記載している。)

委託業務の名称	下関市障害者相談支援事業
契約先名	No. 7：社会福祉法人内日福祉会 No. 8：社会福祉法人下関市民生事業助成会
契約方法	随意契約
契約内容	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行う。
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	5,100,000円
予定価格（税込）	5,100,000円
予定価格の積算方法	国統計調査の平均給与等を基に積算
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	特定相談支援事業（※1）及び一般相談支援事業（※2）の両方の指定を受け、障害者等の支援について専門的な体制を整えている事業所での実施が必要であり、これに該当する法人であるため。
履行確認方法	報告書の確認
再委託先の有無	無

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づく支援事業について）

※1 特定相談支援事業とは、基本相談支援（※3）及び計画相談支援（※4）のいずれも行う事業をいう。

※2 一般相談支援事業とは、基本相談支援及び地域相談支援（※5）のいずれも行う事業をいう。

※3 基本相談支援とは、障害者等、障害児の保護者、介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことをいう。

※4 計画相談支援とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。

※5 地域相談支援とは、地域移行支援及び地域定着支援をいう。

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】実績報告について（合規性）

市が委託先から毎月及び年度末に提出を受ける「下関市相談支援事業実績報告書」（以下当事案において「実績報告書」という。）には、相談者数のほか支援方法及び支援内容ごとの件数並びにその他特記事項が記載されている。

この下関市障害者相談支援事業は、6事業者が同額の5,100千円でそれぞれ受託している（別途下関市社会福祉協議会への委託がある。）ものの、令和元年度における6事業者の相談件数の実績は、累積件数で一番多い事業所が8,150件、一番少ない事業所では576件と14倍以上の開きがあり、相談件数の集計方法等、事業者間で実績報告書の記載方法が統一されているか否か疑問である。

また、事業者側で記録していると思われる相談件数等の報告の基礎となる資料を、市において確認していないため、実績報告書の内容の検討がされていない。

さらに、下関市障害者相談支援事業委託契約書第2条が参照する下関市障害者相談支援事業実施要綱（以下当事案において「実施要綱」という。）第6条第3項において、「委託を受けた指定相談支援事業者は、事業に係る経理と他の事業に係る経理とを、明確に区分し、当該年度の終了後、市長に対し、実績報告を速やかに提出しなければならない」旨規定されているが、実績報告書の様式には経理に関する記載はなく、市は当該委託業務に関する経理の状況を確認していない。

当該事業の実施主体は市であり（実施要綱第2条第1項）、市には委託業務が契約どおりに遂行されたかどうかを確認する責任がある。

したがって、実施要綱どおりに事業が実施完了されたことが確認できる報告書様式に見直し、事業の実施状況を確認すべきである。

(2) 【指摘】夜間・休日等の運営体制の確認について（合規性）

実施要綱第6条（実施体制等）第1項では、受託事業者が「夜間・休日等利用度が高いと考えられる時間帯においても、事業を実施することのできる運営体制をとるものとする」旨規定されているが、市は当該運営体制がとられているか確認していない。

夜間・休日等の運営体制についても、実績報告書その他の方法で確認すべきである。

(3) 【指摘】予定価格の積算根拠について（経済性）

予定価格の積算根拠は、厚生労働省実施の平成27年賃金構造基本統計調査に基づく介護支援専門員の平均給与を基に算出された基本給に基づく人件費相当額が主となっており、また、当該人件費相当額の中には、手当等として基本給の5か月分の賞与相当額が含まれている。

賃金構造基本統計調査は毎年度実施されていることから、当該調査結果に基づく積算を行うのであれば、毎年度最新の調査結果を利用すべきと考えられる。また、下関市の令和元年度における期末勤勉手当実績が4.45か月であったことから5か月分という水準は介護支援専門員の一般的な賞与水準を上回っていると考えられる。

さらには、(1) で記載したように、実績報告書に記載されている相談実施件数が委託先ごとに大きなばらつきがあるにもかかわらず当該事業に関する委託業務の報酬が全ての委託先で一律同額となっていること等を総合的に勘案すると、事業の実施に伴い定額を支給する補助金と類似の取扱いになっており、委託業務の内容に応じた適切な委託金額の積算が行われているとは言い難い状況であると思料される。

予定価格について、過年度における相談実績や最新の給与水準などの情報に基づき、実態に即した積算を行うべきである。

(4) 【指摘】委託先の選定理由について（合規性）

市は、業者選定理由として「特定相談支援事業及び一般相談支援事業の両方の指定を受け、障害者等の支援について専門的な体制を整えている事業所での実施が必要であり、これに該当する法人であるため」とし、下関市障害者相談支援事業に関して、過年度において契約を締結した7事業者と同数の契約を設定し、各契約について1者のみで見積合せを実施し、毎年度随意契約により業務委託が行われている状況である。

しかしながら、同様の事業を行い得る事業者は市内において他にもあり（令和2年12月1日現在で特定相談支援事業及び一般相談支援事業の両方の指定を受けている事業所は全部で10事業所ある。）、また事業者の数は毎年度変動する可能性がある。そのため、今の契約方法及び委託先の選定理由では、市内における同様の事業を実施し得る事業者による新規参入の機会が平等ではない結果となっている。

当該事業への参入の機会が各事業者で平等となるような委託先の選定方法の検討を行うべきである。

No.9 平成31年度下関市し尿収集運搬等委託業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	し尿処理費 し尿収集
担当部課	環境部クリーン推進課
事業内容	し尿汲取り世帯等からのし尿の収集運搬業務及びし尿処理手数料の徴収業務

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	下関市し尿収集運搬等委託業務
契約先名	下関市清掃同業者組合
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	し尿の収集運搬業務及びし尿処理手数料の徴収業務
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	76,704,464円（単価契約に基づく実際の支払額）（※）
予定価格（税込）	76,704,464円（単価は契約上の単価と同額のため、支払額を記載）
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	下関市内のくみ取り世帯等をすべて把握し、遅滞無く正確・確実に履行でき、緊急時においても早急な対応が必要であるため。
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

※ 下関市し尿収集運搬等委託業務契約書（以下当事案において「契約書」という。）第3条において委託料の単価が規定されている。委託料には、し尿収集運搬費、し尿処理手数料徴収費及びし尿処理手数料事務費があり、し尿収集運搬費については定額制、従量制及び一定額従量制の項目ごとに単価が決められており、し尿処理手数料徴収費及びし尿処理手数料事務費については徴収世帯等1件当たりの単価が決められている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】し尿処理手数料の納入について（合規性）

利用者からのし尿処理手数料の徴収は委託先が行っているが、公金であることから徴収、保管、納入については、厳重に取り扱う必要がある。契約書には、「徴収した手数料を善良なる管理者の注意をもって保管し、市の定める納付書により徴収した日の翌日から4日後までに市の指定する金融機関に払い込むものとする」との記載がある。

契約書どおりの取り扱いがされているかを確認したところ、提出された報告書に記載された徴収日の翌営業日から4日間で納入されていないケースが散見された。

公金であることの認識を徹底し、徴収、保管、納入までの取り扱いを契約書に則して行うべきであり、また、所管課としても提出された報告書を確認し、納入について遅延があれば指導を行うべきである。

(2) 【指摘】添付資料の確認について（有効性）

委託契約の仕様書には、業務開始日までに使用車両一覧表及び車検証の写しを提出することになっており、提出された書類をみると、すべての車両について車検証の写しが添付されていることは確認できた。

しかし車検証の有効期間が提出日時時点で有効かどうかの確認を行ったところ、有効期間が過ぎている古い車検証の写しが添付されていた。実際にはその後、車検を受けており、車検証は更新されていたが、今後は、所管課として提出された書類をしっかりと確認するべきであるとともに、年度の途中において車検証が更新された際には更新の報告を受けるようにすべきである。

(3) 【意見】契約の在り方の見直しについて（経済性）

当該委託業務（以下当事案において「収集運搬業務」という。）において収集されたし尿は、搬入場所として指定されているし尿処理施設（下関市環境部彦島工場）又は中継貯留槽（石原、前田、清末、林口の4箇所、うち林口は緊急時用）に搬入することとなっているが、契約書及び仕様書においては搬入先としてし尿処理施設と中継貯留槽のいずれを優先させるか等の規定はない。

一方で、今回の直接の監査対象ではないが、「平成31年度下関市一般廃棄物（し尿）陸上移送運搬委託業務」（以下当事案において「移送業務」という。）において、緊急時用を除く中継貯留槽3箇所から彦島工場にし尿を移送する業務が下関市清掃同業者組合（以下当事案において「同業者組合」という。）に随意契約により委託されている。移送業務に係る契約書を確認したところ、移送業務に係る委託料は中継貯留槽ごとに移送単価が決められている。

上記2業務を総合すると、収集運搬業務において収集したし尿をし尿処理施設に直接搬入すれば移送業務における委託料は発生しないこととなるが、中継貯留槽を一度経由してし尿処理施設に搬入すると移送業務における委託料が発生することとなる。このため、これらの業務を受託している同業者組合からすれば、収集運搬業務において収集したし尿を、本来収集日当日にし尿処理施設に搬入できるところ、敢えて中継貯留槽を経由させ、移送業務における委託料を収受しようという誘因が働きかねない。

本来支払の必要が無い移送業務が発生しないようにするために、収集運搬業務における原則的な搬入先を、し尿処理施設と明確にした上で、例外的に中間貯留槽への搬入を認める等の規定を設けることを検討されたい。

No. 10 平成 31 年度下関市公衆用便所等のし尿収集運搬委託業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	し尿処理費 し尿収集
担当部課	環境部クリーン推進課
事業内容	公衆用便所等のし尿の収集運搬業務

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	平成 31 年度下関市公衆用便所等のし尿収集運搬委託業務
契約先名	下関市清掃同業者組合
契約方法	随意契約
契約内容	公衆用便所等のし尿の収集運搬業務
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	6,540,000 円
予定価格（税込）	6,656,126 円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	97.4%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条に該当するため
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【意見】深坂自然の森し尿収集実績について（合規性）

公衆用便所等のし尿収集運搬業務実績報告書（以下当事案において「実績報告書」という。）を確認したところ、令和 2 年 3 月分の実績報告書のうち深坂自然の森し尿収集実績に記載されている収集日が 3 月 18 日となっていたが、し尿汲取証明書に記載されている汲取り日は令和 2 年 3 月 19 日となっていた。

今後は、実績報告書の確認の際には収集の実施日付の正確性に問題がないかどうかについても留意されたい。

(2) 【意見】公衆用便所等のし尿収集運搬業務実績報告書について（合規性）

下関市公衆用便所等のし尿収集運搬委託業務契約書の別紙③には実績報告書の様式が規定されており、当該様式には収集形態欄の記載があるが、市の担当者に質問したところ収集形態欄の記載には意味はないとのことであった。

実績報告書の様式については、当該委託業務の見直しを図る中で、他に報告を受けるべきものがないか等の検討を行い、実態に即した様式に見直すことを検討されたい。

No. 11～12 下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（前期、後期）

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	じん芥処理費じん芥収集
担当部課	環境部クリーン推進課
事業内容	指定ごみ袋・粗大ごみ納付券の作製・保管・管理・配送・手数料収納業務を管理する。

(2) 委託契約の概要

No. 11

委託業務の名称	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（前期）
契約先名	山口県薬業株式会社
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
契約内容	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務
契約期間	令和元年5月10日～令和2年3月31日
契約額（税込）	120,629,412円
予定価格（税込）	122,083,632円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	98.8%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	4者
委託理由	事務の効率化
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	有

No. 12

委託業務の名称	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（後期）
契約先名	山口県薬業株式会社
契約方法及び理由	条件付き一般競争入札
契約内容	下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務
契約期間	令和元年10月4日～令和2年3月31日
契約額（税込）	84,317,310円
予定価格（税込）	85,610,910円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	98.5%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	4者
委託理由	事務の効率化
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	有

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 予定価格について（経済性）

当該委託業務は、発注枚数、納品スケジュールを公表し入札を行っている。

入札は条件付き一般競争入札で行われており、前期と後期で年間2回の入札が実施され、例年4、5者程度の入札参加があるが、過去5年間は同一の事業者が落札している。落札率は過去5年間、70%台から90%台で推移しており、令和元年度の落札率については、前期98.8%、後期98.5%と高い落札率となっている。

予定価格の算定方法について所管課へ確認したところ、前回委託先から電話で各品名の参考作製単価を聴取し、予定価格を算定しているとのことであった。当該予定価格の概算金額を知り得ていることが、落札業者の落札率に影響しているものと推測される。

また、予定価格が非公表となっている本入札において、入札参加者間で情報量に差が生じ、公平性が損なわれていることも問題である。

予定価格を算定するにあたり、前回委託先のみから参考作製単価の聴取をするのではなく、複数の事業者から参考作製単価の聴取を行い、その内容を十分に検証した上で予定価格を設定し、公平かつ経済性も発揮できる入札が実施されるよう検討すべきである。

また、見積書は予定価格積算の根拠となる重要な情報であることから、見積書の徴取の際には、単なる電話等口頭による情報の聴取ではなく、その聴取内容を記録し、事後の証拠として残すべきである。

(2) 【意見】 契約の区分及び契約価格の種類について（効率性、経済性）

当該委託業務は、前期及び後期に分けて契約が締結されているが、市の担当者によれば、資材価格の高騰や発注数量の調整のために契約を2期に分けているとのことであった。

経済情勢にもよるが、契約事務の効率化を図るためには、契約を前期・後期に区分せず、年間を通して一つの契約とすることを検討されたい。

また、当該契約価格は総価契約となっているが、無駄の発生を最小限にするため必要数量に応じた発注及び支払いを行うという観点からは、総価契約ではなく単価契約とすることを検討されたい。

(3) 【意見】 委託先の適格性について（法規性、経済性）

山口県薬業株式会社が条件付一般競争入札により当該委託業務を落札しているが、製袋業務について県外の事業者随意契約により再委託されている。当該委託業務は「下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務」となっているにもかかわらず、主たる業務の製袋が再委託されており、また、このごみ袋を実際に保管配送するのは、市が別に契約をする保管配送業者となっている（下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託に係る仕様書 9. 納入 (3) 納入スケジュール等①ただし書）。

これらのことを総合的に勘案すると、委託先の適格性及びコスト削減という経済性の観点からは、実際に製袋業務ができる事業者を入札参加要件とすることを検討されたい。

No. 13～15 平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務 (M1、M2、M3)

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	じん芥収集業務
担当部課	環境部クリーン推進課
事業内容	下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則に基づき、家庭系の一般廃棄物の収集運搬を委託する業務である。

(2) 委託契約の概要

No. 13

委託業務の名称	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務 (M1)
契約先名	第 1 下関市家庭系一般廃棄物 (ごみ) 等収集・運搬業務共同企業体
契約方法	指名競争入札
契約内容	旧下関市地区の M1 地区の一般家庭から、ごみステーションに適正に排出されている古紙・可燃ごみの収集運搬を委託する契約である。
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額 (税込)	71,028,009 円
予定価格 (税込)	70,529,896 円
予定価格の積算方法	市の積算の基準
契約額/予定価格 (税抜)	99.8%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	コスト削減
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託先の有無	無

以下、No. 13～No. 18 及び No. 34 の事案において、第 1 下関市家庭系一般廃棄物 (ごみ) 等収集・運搬業務共同企業体を「第 1 企業体 (家庭系)」という。

No. 14

委託業務の名称	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務 (M2)
契約先名	第 2 下関市家庭系一般廃棄物 (ごみ) 等収集・運搬業務共同企業体
契約方法	指名競争入札
契約内容	(M1 地区に同じ)
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額 (税込)	71,028,009 円
予定価格 (税込)	70,484,374 円
予定価格の積算方法	市の積算の基準
契約額/予定価格 (税抜)	99.8%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	コスト削減
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託先の有無	無

以下、No. 13～No. 18 及び No. 34 の事案において、第 2 下関市家庭系一般廃棄物 (ごみ) 等収集・運搬業務共同企業体を「第 2 企業体 (家庭系)」という。

No. 15

委託業務の名称	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務 (M3)
契約先名	第三下関市家庭系一般廃棄物 (ごみ) 等収集・運搬業務共同企業体
契約方法	指名競争入札
契約内容	(M1 地区に同じ)
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額 (税込)	71,028,009 円
予定価格 (税込)	70,585,191 円
予定価格の積算方法	市の積算の基準
契約額/予定価格 (税抜)	99.7%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	コスト削減
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託先の有無	無

以下、No. 13～No. 18 及び No. 34 の事案において、第三下関市家庭系一般廃棄物 (ごみ) 等収集・運搬業務共同企業体を「第三企業体 (家庭系)」という。

なお、平成 30 年度までは代表企業が異なる三協家庭系一般廃棄物 (ごみ) 等収集・運搬業務共同企業体があったが、便宜上、本報告書においては同共同企業体も「第三企業体 (家庭系)」という。

委託先である「第1企業体（家庭系）」、「第2企業体（家庭系）」、「第3企業体（家庭系）」のいずれも、清掃・衛生業を営む複数者から構成されている。

なお、現在の地区分けになった平成28年度以降過去4年間の契約の状況は次表のとおりである。

地区別契約金額・落札率等（金額は税込・消費税率改正前、落札率（契約額／予定価格）は税込金額を用いて計算）

地区区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
M1 地区	落札率（%）	96.3	97.9	98.9	99.8
	契約額（千円）	56,732	59,001	68,996	70,376
	予定価格（千円）	58,904	60,262	69,771	70,529
M2 地区	落札率（%）	96.3	97.9	98.7	99.8
	契約額（千円）	56,732	59,001	68,996	70,376
	予定価格（千円）	58,912	60,277	69,870	70,484
M3 地区	落札率（%）	96.3	97.8	98.7	99.7
	契約額（千円）	56,732	59,001	68,996	70,376
	予定価格（千円）	58,940	60,312	69,884	70,585

（注）平成27年度までは12地区に区分けしてそれぞれ競争入札をしていたものを、平成28年度からは4地区ごとにまとめてM1地区、M2地区、M3地区の3区分として、競争入札をしているが、地区別の予定価格及び落札率はほぼ同一であり、入札の結果、最終の契約金額及び落札者は全ての年度において同一となっている。

なお、平成27年度においても地区分けは異なるものの同様の傾向であった。

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）

M1地区、M2地区、M3地区の委託業務は、いずれも「第1企業体（家庭系）」、「第2企業体（家庭系）」、「第3企業体（家庭系）」の3者による指名競争入札となっているが、過去の落札実績を見ると、常に同じ地区を同じ企業体が落札しており、契約金額は3地区とも同額である。

毎年度の落札結果から判断すると、本来の意味における競争原理が働いているとは言い難い状況にある。これは3事業（3地区）に対して3企業体の指名しかないことに起因していると考えられる。

競争入札は、一般競争入札であれ、指名競争入札であれ、一定の経済性と公正性の確保は必要であり、それなりのメリットはあるが、一方、一般的には指名競争入札のデメリットとしては、新規事業者などの入札参加が難しく、自由競争が妨げられやすく、また、常に同じ事業者を指名し続けることで企業間の談合や発注機関との癒着が生まれやすくなるという点が指摘されている。

市は業務委託に際して、地区の範囲（区分け）の見直しなど、市政にとって合理的で経済的競争が働く体制になるよう見直しを図るべきである。

なお、指名競争入札に係る入札事務は、労力と経費を消費し、事務が非効率となる側面を持っており、単に市民に理解を得るための表面的な入札であるならば、実施しない方が市民の利益に資すると考えられることから、競争原理を機能させるための施策の見直しが実務上困難との結論になるのであれば、形式的な指名競争入札を止め、予定価格の積算を適正に行った上で随意契約に切り替えることも、当面の選択肢の一つとして検討されたい。

(2) 【指摘】 予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）

当該委託業務における予定価格は、収集・運搬に必要な経費である人件費、燃料代・機械損料及び諸経費並びに消費税の合計として算定されている。このうち、諸経費については、人件費の金額にM1 地区は 115%、M2 地区 119%、M3 地区は 106%を乗じた金額をそれぞれ加算（以下当事案において「加算率」という。）して金額を算出している。直近 4 年間の加算率の推移は次のとおりである。

地区	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
M1 地区	110	120	115	115
M2 地区	110	120	115	119
M3 地区	110	120	115	106

その結果、令和元年度において、どの地区も予定価格がほぼ同一になっているが、この加算の根拠及び地区ごとに違う加算率の数字の根拠を市の担当者に質問するも、明確な回答が得られなかった。

これらのことから推測すると、各地区の予定価格を同一にするための加算率であり、予算ありきのお手盛りの積算であると判断せざるを得ない。

また、M1 地区、M2 地区、M3 地区の世帯数、ごみステーション数等が異なるにもかかわらず、予定価格が同一になるという不思議な現象が生じていることも、これを裏付けているものと思われる。

なお、平成 28 年度から平成 30 年度までは、年度ごとに適用されている加算率が同一となっているが、これは、加算率を乗じる前の地区ごとに積算した予定価格がほぼ同一金額となっていることから、加算率を変える必要がなかったことによるものと考えられる。

入札設計書の積算根拠を今一度検討の上、経済性と公正性の確保を図られたい。

なお、稼働（労働）時間については、ごみの計量伝票、搬入伝票から収集運搬車両ごとの稼働時間が判明することから、ごみの種類ごとに入札設計書に記載の根拠時間と計量伝票等を精査し、予定価格積算の根拠資料とされたい。

No. 16～18 平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S1、S2、S3）

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	じん芥収集業務
担当部課	環境部クリーン推進課
事業内容	下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則に基づき、家庭系の一般廃棄物の収集運搬を委託する業務である。

(2) 委託契約の概要

No. 16

委託業務の名称	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（S1）
契約先名	第 1 下関市家庭系一般廃棄物（ごみ）等収集・運搬業務共同企業体（第 1 企業体（家庭系））
契約方法	指名競争入札
契約内容	旧下関市地区の S1 地区の一般家庭から、適正にごみステーションに排出されたビン・缶、廃プラスチック、ペットボトル等の収集運搬を委託する契約である。
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	67,306,824 円
予定価格（税込）	67,312,377 円
予定価格の積算方法	市の積算の基準
契約額／予定価格（税抜）	99.1%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	コストの削減
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

No. 17

委託業務の名称	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務 (S2)
契約先名	第 2 下関市家庭系一般廃棄物 (ごみ) 等収集・運搬業務共同企業体 (第 2 企業体 (家庭系))
契約方法	指名競争入札
契約内容	(S1 地区に同じ)
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額 (税込)	67,306,824 円
予定価格 (税込)	67,312,377 円
予定価格の積算方法	市の積算の基準
契約額/予定価格 (税抜)	99.1%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	コストの削減
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

No. 18

委託業務の名称	平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務 (S3)
契約先名	第三下関市家庭系一般廃棄物 (ごみ) 等収集・運搬業務共同企業体 (第三企業体 (家庭系))
契約方法	指名競争入札
契約内容	(S1 地区に同じ)
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額 (税込)	67,306,824 円
予定価格 (税込)	67,312,377 円
予定価格の積算方法	市の積算の基準
契約額/予定価格 (税抜)	99.1%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	コストの削減
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

委託先である「第 1 企業体 (家庭系)」、「第 2 企業体 (家庭系)」、「第三企業体 (家庭系)」はいずれも、清掃・衛生業を営む複数者から構成されている。

なお、現在の地区分けになった平成 28 年度以降過去 4 年間の契約の状況は次表のとおりである。

地区別契約金額・落札率等（金額は税込・消費税率改正前、落札率（契約額／予定価格）は税込金額を用いて計算）

地区区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
S1 地区	落札率（%）	93.9	94.9	96.3	99.1
	契約額（千円）	62,238	64,105	66,029	66,689
	予定価格（千円）	66,276	67,538	68,569	67,312
S2 地区	落札率（%）	93.9	94.9	96.3	99.1
	契約額（千円）	62,238	64,105	66,029	66,689
	予定価格（千円）	66,276	67,538	68,569	67,312
S3 地区	落札率（%）	93.9	94.9	96.3	99.1
	契約額（千円）	62,238	64,105	66,029	66,689
	予定価格（千円）	66,276	67,538	68,569	67,312

（注）平成 27 年度までは 12 地区に区分けしてそれぞれ競争入札をしていたものを、平成 28 年度からは 4 地区ごとにまとめて S1 地区、S2 地区、S3 地区の 3 区分として、競争入札をしているが、地区別の落札率、契約金額、予定価格は各年度内において同一となっている。

なお、平成 27 年度においても地区分けは異なるものの同様の傾向であった。

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）

「No. 13～15 平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M1、M2、M3）

2. 監査の結果及び意見 (1) 【指摘】指名競争入札の合理性について（経済性）」に同じ。

(2) 【指摘】予定価格（設計書）の積算方法について（経済性）

当該委託業務における予定価格は、収集・運搬に必要な経費である人件費、燃料代・機械損料及び諸経費並びに消費税の合計として算定されている。このうち、諸経費については、人件費の金額に 103% を乗じた金額を加算（以下当事案において「加算率」という。）して予定価格を算出している。直近 4 年間の加算率は次のとおりであるが、この加算の根拠及び加算率の数字の根拠が不明である。

加算率表 (単位：%)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
加算率	110	120	115	103

また、S1 地区、S2 地区、S3 地区の世帯数、ごみステーション数等が異なるにもかかわらず、S1 地区、S2 地区、S3 地区のいずれも人件費、燃料代・機械損料の算定の根拠係数が同額であり、結果、全ての地区の予定価格が同額になっており、またその入札結果も、直近 4 年間の各地域の落札者、落札金額、落札率のいずれも同一になっている。

入札設計書の積算根拠を今一度検討の上、経済性と公正性の確保を図られたい。

なお、稼働（労働）時間については、ごみの計量伝票、搬入伝票から収集運搬車両ごとの稼働時間が判明することから、ごみの種類ごとに入札設計書に記載の根拠時間と計量伝票等を精査し、予定価格積算の根拠資料とされたい。

No. 19 粗大ごみ等受付業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	じん芥収集業務
担当部課	環境部クリーン推進課
事業内容	各家庭から排出される粗大ごみ等の受付を電話やインターネットを通して行う。

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	粗大ごみ等受付業務
契約先名	一般財団法人下関市公営施設管理公社
契約方法	随意契約
契約内容	戸別収集する家庭系一般廃棄物の受付及び統計管理
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	41,763,078円
予定価格（税込）	41,763,078円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため、市の方針
業者選定理由	その他（市の方針）
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 予定価格の積算について（合规性、経済性）

市の担当者は、一般財団法人下関市公営施設管理公社（以下、当事案、No. 27、No. 32～No. 33及びNo. 52の事案において「管理公社」という。）が作成した予算見積書を基に予定価格を決定しているが、その主な内訳は人件費である。平成31年度及び令和2年度の予算見積書を確認したところ、いずれも人件費のうち給料手当等の細目として職員3名及び嘱託職員2名との記載があった。

粗大ごみ等受付業務委託契約書第9条において「管理公社は、委託業務の遂行に必要な主要職員の任免を行った場合、遅滞なく市に報告しなければならない」旨規定されており、管理公社から市に報告されている「粗大ごみ等受付センター職員の任免について（報告）」を確認したところ、提出月別の配置職員は次のとおりとなっていた。

	平成31年4月	令和元年10月	令和2年4月
主任	1名	1名	1名
副主任	1名	1名	1名
職員	1名	1名	1名
嘱託職員	2名	2名	2名

平成 31 年 4 月及び令和 2 年 4 月の任免に関する報告では、職員（主任、副主任及び職員の合計）はいずれも 2 名となっており、予算見積書上の人数と整合していない。

上記のことから予定価格の算定において正確な積算がなされているのか疑義が生じる。実態に即した予定価格の積算を行うべきである。

(2) 【指摘】 契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）

当該委託業務は、管理公社との間で一者随意契約により執行されている。業者選定理由は、平成 30 年 10 月 19 日総務部長発令（以下当事案において「総務部長発令文書」という。）の「管理公社に係る平成 31 年度の業務の委託契約の取扱いについて」に記載されているとおり、市の方針による随意契約となっている。

総務部長発令文書は、平成 24 年 10 月 26 日に下関公営施設管理公社経営検討委員会が市長宛に提出した「財団法人下関市管理公社の抜本的改革について」のうち「Ⅲ 存続意義及び採算の意義」で指摘された事項を受けて、経営を支援する目的で政策的に決定されたものである。

直近の管理公社の収支等の状況は下表のとおりである。

管理公社の法人全体の収支等の状況

（単位：千円）

年度	経常収益	経常費用（※）	当期経常増減額
令和元年度	842,870	832,952	9,918
平成 30 年度	849,455	840,696	8,759
平成 29 年度	841,354	829,576	11,778
平成 28 年度	818,729	808,400	10,329
平成 27 年度	758,228	758,118	110
平成 26 年度	776,082	773,136	2,946
平成 25 年度	762,732	761,569	1,163
平成 24 年度	575,232	593,494	▲18,262

以上のような状況を踏まえ、平成 30 年度下関せんたく会議により、管理公社に関する業者選定の特例的取扱いの廃止が決定されており、平成 32 年度（令和 2 年度）までに見直すことが決められている。

当該委託業務は、下関市契約規則に基づく契約方法（原則として一般競争入札）による委託先の選定を検討すべきである。

No. 20～22 奥山工場 180t 炉定期整備業務（1 期、2 期）、170t 炉定期整備業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	じん芥処理費じん芥処理（奥山）
担当部課	環境部環境施設課
事業内容	奥山工場管理運営業務（焼却施設の定期整備等維持管理を行い、廃棄物の安定的かつ効率的な焼却処理を行う）

(2) 委託契約の概要

No. 20

委託業務の名称	奥山工場 180t 炉定期整備業務（1 期）
契約先名	株式会社神鋼環境ソリューション
契約方法	随意契約
契約内容	180t 炉及び付属機器の定期整備を行うもの
契約期間	平成 31 年 4 月 16 日～令和元年 9 月 27 日
契約額（税込）	73,008,000 円
予定価格（税込）	74,738,160 円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	97.7%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識を必要とするため
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	奥山工場 180t 炉の設計・施工業者である株式会社神戸製鋼所より同社の整備部門他を専属として移管され、点検整備、維持管理業務等も行い、本整備内容を熟知しているため
履行確認方法	立会及び報告書の確認
再委託の有無	有

No. 20 の委託業務においては、委託契約書第 6 条の規定に基づき、次のとおり再委託業務及び再委託先が承認されている。

一部再委託業務内容	再委託先名称及び所在地（注）
ストーカ整備	A 社 山口県下関市
ボイラ点検整備、減温塔清掃	B 社 福岡県
ごみクレーン整備、復水器整備助勢他	C 社 山口県下関市
弁類水面計整備、調節弁分解整備	D 社 大阪府
復水器整備	E 社 大阪府
第一種圧力容器整備	F 社 山口県下関市

（注）再委託先名称は No. 20～No. 22 で共通。

No. 21

委託業務の名称	奥山工場 180t 炉定期整備業務 (2 期)
契約先名	株式会社神鋼環境ソリューション
契約方法	随意契約
契約内容	180t 炉及び付属機器の定期整備を行うもの
契約期間	令和元年 11 月 25 日～令和 2 年 3 月 30 日
契約額 (税込)	91,190,000 円
予定価格 (税込)	92,524,300 円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額/予定価格 (税抜)	98.6%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識を必要とするため
業者選定理由	奥山工場 180t 炉の設計・施工業者である株式会社神戸製鋼所より同社の整備部門他を専属として移管され、点検整備、維持管理業務等も行い、本整備内容を熟知しているため
履行確認方法	立会及び報告書の確認
再委託の有無	有

No. 21 の委託業務においては、委託契約書第 6 条の規定に基づき、次のとおり再委託業務及び再委託先が承認されている。

一部再委託業務内容	再委託先名称及び所在地
クレーン整備	G 社 広島県
ストーカー整備	A 社 山口県下関市
耐火物補修	H 社 兵庫県
減温塔内部清掃	B 社 福岡県
調整計更新 他	I 社 山口県下関市
発電機 AVR 更新	J 社 福岡県
バルブ交換	F 社 山口県下関市
特高引込点改修工事	K 社 山口県下関市

No. 22

委託業務の名称	奥山工場 170t 炉定期整備業務
契約先名	株式会社タクマ 九州支店
契約方法	随意契約
契約内容	170t 炉及び付属機器の定期整備を行うもの
契約期間	令和元年 10 月 18 日～令和 2 年 2 月 28 日
契約額（税込）	191,290,000 円
予定価格（税込）	192,500,000 円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	99.4%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	奥山工場 170t 炉の設計・施工業者として点検整備、維持管理業務等も行い、本整備内容を熟知しているため
履行確認方法	立会及び報告書の確認
再委託の有無	有

No. 22 の委託業務においては、委託契約書第 6 条の規定に基づき、次のとおり再委託業務及び再委託先が承認されている。

一部再委託業務内容	再委託先名称及び所在地
乾燥ストーカ火格子取替他鉄部工事	L 社 福岡県
ボイラ本体、管寄せ他清掃工事	M 社 福岡県
管寄せ部溶接工事	N 社 兵庫県
非破壊検査、水管肉厚測定他	O 社 大阪府
乾燥室耐火物補修他	P 社 東京都
管寄せ部保温取外し復旧他	Q 社 福岡県
I T V 装置取付	R 社 福岡県
調整弁整備	S 社 福岡県
ボイラ給水ポンプ整備他	T 社 福岡県
油圧シリンダー整備他	U 社 福岡県
分析計整備他	V 社 大阪府
加熱低減器整備他	W 社 東京都
D O S 点検他	X 社 大阪府
純粋装置、アンモニア供給設備整備	Y 社 大阪府
計装用・雑用空気圧縮機整備	Z 社 大阪府
蒸気タービン発電機整備	A A 社 大阪府
アンモニア漏洩検知器整備	A B 社 兵庫県
灰クレーン、タービンメンテナンスクレーン整備	A C 社 福岡県
ボイラ付属弁整備	A D 社 岡山県
安全弁、ポンプ出入口弁整備	A E 社 京都府
冷却水薬注装置、連続ブロー装置整備	A F 社 福岡県

一部再委託業務内容	再委託先名称及び所在地
タービン整備	A G社 兵庫県
低圧蒸気復水器整備	E社 大阪府
O2分析計整備	AH社 大阪府

奥山工場管理運營業務は、焼却施設の定期整備等維持管理に専門的な知識・技術を要することから、多岐にわたる業務について山口県内外の事業者にも再委託が行われている。

2. 監査の結果及び意見

(1) (総論)【意見】再委託先の適格性の判断について (合規性)

「第2章 監査の対象とした特定の事件の概要」の「3. 監査の結果及び意見 (総論)」中の「(総4)【意見】再委託先の適格性の判断について (合規性)」参照。

(2) (総論)【意見】実績報告書に添付される写真について (合規性)

「第2章 監査の対象とした特定の事件の概要」の「3. 監査の結果及び意見 (総論)」中の「(総5)【意見】実績報告書に添付される写真について (合規性)」参照。

No. 23 奥山工場運転管理業務（長期継続契約）

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	じん芥処理費じん芥処理（奥山）
担当部課	環境部環境施設課
事業内容	奥山工場管理運營業務（焼却施設の定期整備等維持管理を行い、廃棄物の安定的かつ効率的な焼却処理を行う。）

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	奥山工場運転管理業務（長期継続契約）
契約先名	株式会社タクマテクノ九州支店
契約方法	随意契約
契約内容	ごみ焼却設備の運転管理及び受付管理
契約期間	令和元年5月1日～令和5年3月31日
契約額（税込）	1,835,014,000円
予定価格（税込）	1,836,595,000円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	99.9%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	焼却施設の運転形態が170t炉を主体とした稼働であり、プラントメーカー独自の設計、構造、仕様及び制御など専門的な知識を必要とするため、メーカー専属の運転管理会社以外に対応できる業者がないため。
履行確認方法	立会、報告書の確認
再委託の有無	有

当該委託契約は、奥山工場に設置された焼却炉（180t炉及び170t炉）の運転管理業務を4年間にわたって委託する長期継続契約である。

なお、下関市全体におけるごみの量は年々減少傾向にあるが、奥山工場での処理量は増加している。これは、以前は奥山工場以外に搬入されていたものが、奥山工場に搬入されるようになったこと、及び令和元年度については、山口市のごみを短期間において受け入れたことに起因している。

委託先である株式会社タクマテクノ九州支店（以下「受託者」という。）は、老朽化した220t炉に替わり平成27年10月に稼働した170t炉の設計製造を行った株式会社タクマの関連会社で、当該ごみ焼却施設の運転に当たり高度な技術、技能、経験及び知識を有しており、また施設の不具合等の緊急時の対応に際しても迅速で的確な早期復旧が期待できる業者であり、これらの諸般の事情及び経緯を考慮して一者随意契約を締結したものと史料される。

また、ごみの焼却により発生する熱源は発電にも利用されており、奥山工場の電気関係の動力源に利用されるとともに、余った電気については売電として副収入を得る等、有効に活用されている。

なお、直近5年間のごみの搬入量、発電量等は次のとおりである。

(搬入量等)

年度	搬入量 t	焼却量 t	粗大ごみ 搬入量 t	処理量 t	稼働日数	
					170 t 炉	180 t 炉
平成28年度	92,087	89,844	8,519	9,256	300日	241日
平成29年度	91,683	90,063	10,614	6,135	302日	232日
平成30年度	92,213	91,117	11,852	8,980	305日	238日
令和元年度	95,978	95,306	13,087	9,515	306日	258日
令和2年度	55,263	55,899	8,576	6,339	197日	136日

(注) 令和2年度分は、10月までの実績である。

(売電量等)

年度	発電量 千kwh	売電量 千kwh	売電金額 千円
平成28年度	39,529	24,925	328,303
平成29年度	40,049	25,506	371,042
平成30年度	40,705	26,308	378,733
令和元年度	42,072	27,218	386,838
令和2年度	25,121	16,246	(未集計)

(注) 令和2年度分は、10月までの実績である。

2. 監査の結果及び意見

【意見】見積書の徴取について（経済性）

当該委託業務に際して、委託契約書（長期継続契約）第6条ただし書きの規定に基づき、受託者は下関市長の承認を受けて、2基の焼却炉の内、180 t 炉焼却施設の運転管理を神鋼環境メンテナンス株式会社に再委託をしている。

これは当該180 t 炉を神鋼環境メンテナンス株式会社の関連会社である株式会社神鋼環境ソリューションが設計製造を行っていることから、神鋼環境メンテナンス株式会社に運転管理を行わせた方が効率的な焼却等の作業が可能と判断したものと史料される。

そうであるとすれば、実際の運転管理を行っている2者からそれぞれ見積書を提出させ、委託料の比較を行い、その経済性を検討することが望ましい。

このことは、下関市随意契約ガイドラインの4「一者随意契約について」の条項には、随意契約という方法を採用しても、「競争させることにより得られる「経済性」まで放棄したものではありません。」との解説の趣旨に沿うものであり、また、公正性や透明性を確保する必要から、「契約相手方は、委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認すること」と規定していることから、必要な検討と判断される。

No. 24 奥山工場主灰セメント原料化処理業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	じん芥処理（奥山）
担当部課	環境部環境施設課
事業内容	奥山工場からのセメント原料化施設へ運搬された主灰のセメント原料化を行うもの

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	奥山工場主灰セメント原料化処理業務
契約先名	①山口エコテック株式会社 ②株式会社トクヤマ ③宇部興産株式会社 ④株式会社トクヤマロジスティクス ⑤萩森物流株式会社
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	奥山工場から排出される主灰のセメント原料化処理を行う
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	主灰セメント原料化処理1 t 当たり 24,200 円 不適物選別1 t 当たり 5,500 円
予定価格（税込）	主灰セメント原料化処理1 t 当たり 24,200 円 不適物選別1 t 当たり 5,500 円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	主灰の処理については、環境省承認の「山口エコタウンプラン」に基づき、山口県と連携・協力しながら実施することとしているため。
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

【意見】不適物の運搬量削減によるコスト削減について（経済性）

主灰セメント原料化処理業務において、不適物（鉄類等）が混入されていた場合、山口エコテック株式会社で選別後、下関市へ返却されることとなっている。当該返却に伴うコストは1 t当たり 5,000 円（税別）であり、令和元年度は、全運搬量の約 11%に当たる 1,026 tの返却が生じており、金額にすると 5,100 千円であった。鉄類等の不適物は、可燃ごみに混入して奥山工場に持ち込まれた物で、具体的には、お菓子の缶や空き缶、ヤカンや三輪車まで混入していた。

可燃ごみの中に不燃物が混入していなければ不適物運搬コストは発生しないことから、市民に対して、不燃物の混入の状況等を周知するとともに、不燃物の分別（除去）に向けての一層の啓蒙・啓発活動を行い、協力を得られるよう努力された。

No. 25 下関市プレミアム付商品券作成等業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	商工業振興費小売商業消費拡大支援事業
担当部課	産業振興部産業振興課
事業内容	プレミアム付商品券の作成、商品券の販売事務及び換金事務に必要となる物品等の作製などの業務の包括的な委託

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	下関市プレミアム付商品券作成等業務
契約先名	しものせき元気イキイキ応援プロジェクト
契約方法及び理由	随意契約（条件付き公募型プロポーザル）
契約内容	プレミアム付商品券の作成、商品券の販売事務及び換金事務に必要となる物品等の作製などの業務の包括的な委託
契約期間	令和元年6月12日～令和2年3月31日
契約額（税込）	19,614,551円
予定価格（税込）	19,653,309円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	99.8%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	本業務の実施に当たっては、デザイン力、企画力、同種業務の実績のほか、商品券事業に対する高い理解力が求められ、価格の寡多により契約の相手方を選定する一般競争入札に適しないことから、条件付き公募型プロポーザルにより選考
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	有

当該委託業務は、令和元年10月1日以降の消費税率の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行する事業に関する業務であり、令和元年度の単年度のみ行われた業務である。

当該事業は、プレミアム付商品券を発行する市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を国が全額補助している。

プレミアム付商品券の購入対象者は、平成31年度（令和元年度）住民税非課税者及び平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主であり、割引率20%で商品券を購入可能であった（購入限度額あり。）。

新聞等の報道によれば、「プレミアム付商品券」の申請率が全国的に 4 割程度にとどまったとのことである。これは、事前に購入資金を準備しなければならず対象者の負担感が大きかったほか、対象になった低所得者が申請に抵抗感を抱いて渋るケースが多かったとみられる。下関市においても、プレミアム付商品券の申請案内送付者数 49,703 人に対する申請者数 17,355 人の割合（申請率）は 34.9%となっており、全国と同様の傾向であった。

2. 監査の結果及び意見

特段の指摘又は意見はなかった。

No. 26 唐戸市場管理業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	市場管理業務（唐戸市場）
担当部課	産業振興部市場流通課
事業内容	卸売市場法に基づき、生鮮食料品の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定化に資することを目的とする事業

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	唐戸市場管理業務
契約先名	唐戸市場業者連合協同組合
契約方法	随意契約
契約内容	市場施設の日常管理等
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	32,143,400円
予定価格（税込）	33,345,224円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	96.4%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	市場の現場状況や業務に精通しており、効率的に実施できる業者が相手方以外にいないため。
履行確認方法	報告書の確認
再委託先の有無	有

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 予定価格の積算について（経済性）

当該委託業務の契約額は過去5年間同一価格となっている（令和元年度は消費税率変更のため884千円増加）。予定価格の金額は積み上げ計算となっているが、前提となる単価の根拠は不明である。各業務については、再委託が行われているため、市側が再委託先など複数の事業者から個別に見積書を徴し、相見積もりを行うことは可能であると考えられる。

随意契約において、参考となる見積書を複数の事業者から徴することをせず、毎年度同額で契約している実態から判断すると、経済的合理性が働いているとは言い難い状況であると考えられる。

また、市場の取扱高や店舗の状況は毎年同じではないことから、当然ごみの排出量は毎年度異なるはずである。その点からみても、毎年度同額で契約をしていることについて、実態と契約金額の乖離が生じていると推察できる。この点について、市の担当者に質問したところ、実績に基づく価格分析は行っていないとのことであった。

したがって、予定価格の積算根拠と実績との比較を行うとともに、再委託されている業務ごとに複数の事業者から見積書を徴するなどして、合理的な予定価格を算出すべきである。

(2) 【意見】 随意契約の根拠について（経済性）

市場管理業務の内容は、交通警備・施設清掃・廃棄物運搬・魚さい運搬・側溝柵清掃・場内換気となっており、契約者である唐戸市場業者連合協同組合（以下「協同組合」という。）が業務の内容ごとに再委託をしている。協同組合との随意契約の理由をみると、「高度・専門的な知識」となっているが、個別の業務について特段専門性を有するとは判断しがたく、市内に同業務を遂行できる業者もあることから、個別に競争入札を実施しても特段の差し支えがあるとは考えられない。

参考までに、表1に過去5年の契約額、表2に過去5年の再委託先を示しているが、競争が働いている状態とは言い難い状況である。

業務の内容ごとに予定価格の適正な積み上げを行い、一般競争入札への変更を検討されたい。

表1 (単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名	唐戸市場業者連合協同組合	唐戸市場業者連合協同組合	唐戸市場業者連合協同組合	唐戸市場業者連合協同組合	唐戸市場業者連合協同組合
契約額（税込）	31,259	31,259	31,259	31,259	32,143
予定価格（税込）	32,879	32,829	32,875	32,876	33,345
落札率（%） （契約額／予定価格） （税込）	95.1%	95.2%	95.1%	95.1%	96.4%

表2

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
再委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
再委託先名	・ A社 ・ B社 ・ C企業体 ・ D社 ・ E社	・ A社 ・ B社 ・ F企業体 ・ D社 ・ E社	・ A社 ・ B社 ・ G企業体 ・ D社 ・ E社	・ A社 ・ B社 ・ C企業体 ・ D社 ・ E社	・ A社 ・ B社 ・ F企業体 ・ D社 ・ E社 ・ F社

No. 27 唐戸市場駐車場管理業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	市場管理業務（唐戸市場）
担当部課	産業振興部市場流通課
事業内容	卸売市場法に基づき、生鮮食料品の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定化に資することを目的とする事業

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	唐戸市場駐車場管理業務
契約先名	一般財団法人下関市公営施設管理公社（管理公社）
契約方法	随意契約
契約内容	駐車場の管理運営
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	23,537,319円
予定価格（税込）	23,558,170円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	99.9%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	事務の効率化のため
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため、市の方針
業者選定理由	その他（市の方針による）
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	有

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）

「No. 19 粗大ごみ等受付業務 2. 監査の結果及び意見 (2) 【指摘】 契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）」に同じ。

(2) 【指摘】 契約の在り方及び予定価格の合理性について（合規性、経済性）

予定価格の基礎となる積み上げ計算の細目をみると、臨時警備委託業務が含まれているものの、過去2年間においてこの臨時警備業務の実績がない状況である。

これは、市のイベントを優先して警備員が配置されるため、再委託先のA社において警備員の確保ができていないことによる。

また、そもそも当該委託業務に関する予算において臨時警備委託業務が必要なのかどうかについても再検討する必要であったといえる。

市は、仕様書その他契約の在り方や予算及び予定価格の積算の在り方を実態に即して見直すべきである。

(3) 【意見】再委託先の選定について（経済性）

当該委託業務は、管理公社が受託し、その後内容に応じて3事業者に再委託されているが、再委託は管理公社と各再委託先との間で随意契約により行われており、経済性の追求が働きにくいと考えられる。

管理公社が委託先となっている場合において、元の委託契約が随意契約、特に一者随意契約となっている場合には、再委託先の選定において複数見積書の徴取や競争入札を導入するなど、競争原理の導入を検討することが望まれる。

なお、平成31年4月1日付で管理公社から市に提出された再委託の申請に関する書類上においては、再委託先の一つであるA社の名称が有限会社A社となっており、市から管理公社に交付された再委託の承認通知上も有限会社の名称が使用されていた。

同社は平成30年1月に有限会社から株式会に商号変更しており、当該再委託の申請では旧名称のままとなっていたものであり、形式的な変更とも考えられるが、再委託の承認が形式的になされている可能性も否定できない。今後は再委託の承認に際しては留意されたい。

(4) 【意見】履行確認のために提出を受けた写真について（合規性）

委託業務の履行の確認に際して提出を受けていた作業状況の写真のうち、委託作業を実施した日付が表示されたものについて、その日付が報告月と一致していないものがあつた。

作業内容は適時・正確に月次の報告書へ記載するよう、委託者を指導し、委託業務の確実な履行の証拠とされたい。

なお、写真における作業日付の取扱いについては「第2章 監査の対象とした特定の事件の概要」の「3. 監査の結果及び意見（総論）」中の「（総5）【意見】実績報告書に添付される写真について（合規性）」参照。

No. 28 唐戸市場内保安警備業務委託

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	市場管理業務（唐戸市場）
担当部課	産業振興部市場流通課
事業内容	卸売市場法に基づき、生鮮食料品の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定化に資することを目的とする事業

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	唐戸市場内保安警備業務委託
契約先名	カイリク管財株式会社
契約方法	一般競争入札
契約内容	唐戸市場の安全確保
契約期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
契約額（税込）	33,518,520円
予定価格（税込）	38,342,880円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額／予定価格（税抜）	87.2%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2者
委託理由	事務の効率化
業者選定理由	最低価格にて落札されたため
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

【指摘】警備員名簿、履歴書について（合規性）

業務委託契約書の別紙1である仕様書の「8. 警備員（3）」において、「警備員を業務に配置しようとするときは、警備配置表、警備員名簿、履歴書及び写真等を速やかに提出することとし、配置の変更があれば事前に承認を受けること」と規定されているが、市は警備員名簿や履歴書の提出を受けていなかった。

業務委託契約書及び仕様書の規定どおり必要な手続を行うべきである。

No. 29 新下関市場警備業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	市場管理業務（新下関）
担当部課	産業振興部市場流通課
事業内容	卸売市場法に基づき、生鮮食料品の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定化に資することを目的とする事業

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	新下関市場警備業務
契約先名	株式会社山陽
契約方法	随意契約
契約内容	新下関市場における入出管理、交通整理、火災予防、盗難防止等市場内の安全を確保することにより、市場業務の円滑な管理運営を図る。
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	7,880,700 円
予定価格（税込）	7,917,760 円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	99.5%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約の理由	一般競争入札が不調に終わったため
業者選定理由	3 年間の長期継続契約として一般競争入札を実施したが不調に終わったものの、一般競争入札において最も安く入札した業者であるため
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

当該委託業務は、従前より 3 年間の長期継続契約として一般競争入札が実施されてきたが、平成 31 年 3 月に実施した入札においては、人手不足や最低賃金の上昇により将来にわたって人件費の高騰が見込まれることから不調に終わった。そこで、平成 31 年度（令和元年度）の当該委託業務については単年度契約として契約が締結されている。

なお、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの期間は令和元年度の事業者と随意契約、令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの期間については長期継続契約として一般競争入札が実施され、株式会社山陽が契約している。

2. 監査の結果及び意見

【指摘】 予定価格積算の合理性について（経済性）

予定価格は、直接人件費に間接経費を加算して算定されている。間接経費は、A直接物品費、B業務管理費及びC一般管理費の合計となっており、A直接物品費については直接人件費に一定率（以下当事案において「加算率」という。）を乗じた額、B業務管理費については直接人件費及びA直接物品費の合計額に加算率を乗じた額、C一般管理費は直接人件費、A直接物品費及びB業務管理費の合計額に加算率を乗じて算出されている。

直近の予定価格の積算に適用されている間接経費の加算率は次の「契約期間別の間接経費の内訳別加算率」の表のとおりである。

契約期間別の間接経費の内訳別加算率

間接経費の内訳		平成 31 年 4 月	令和 2 年 4 月	令和 2 年 7 月
		～ 令和 2 年 3 月	～ 令和 2 年 6 月	～ 令和 5 年 6 月
A 直接物品費	直接人件費 × 加算率	1.0%	2.0%	3.0%
B 業務管理費	(直接人件費 + A) × 加算率	1.02%	10.0%	10.0%
C 一般管理費	(直接人件費 + A + B) × 加算率	1.0%	10.0%	25.0%

毎年度、間接経費の算定に適用される加算率が異なっているが、各年度の加算率の根拠は不明である。正確な積上げ計算をするために根拠のある数値を積み上げるべきである。

No. 30 新下関市場清掃及びじん芥運搬業務委託

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	市場管理業務（新下関）
担当部課	産業振興部市場流通課
事業内容	卸売市場法に基づき、生鮮食料品の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定化に資することを目的とする事業

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	新下関市場清掃及びじん芥運搬業務
契約先名	第三一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務共同企業体
契約方法及び理由	指名競争入札
契約内容	新下関市場の場内環境を保持するため清掃及びじん芥運搬を行う。
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	16,053,738円
予定価格（税込）	16,212,224円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	99.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3者
委託理由	高度・専門的な知識
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

以下、No. 30 及び No. 46 の事案において、第1一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務共同企業体を「第1企業体」、第2一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務共同企業体を「第2企業体」、第三一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務共同企業体を「第三企業体」という。

委託先である「第1企業体」、「第2企業体」、「第三企業体」のいずれも、清掃・衛生業を営む複数者から構成されている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 指名競争入札の合理性について（経済性）

当該委託業務は、環境部長の通知（「指名業者決定通知書」）により、3企業体の指名競争入札となっている。令和元年度を含む過去5年間をみると、下表のとおり3企業体が順番で落札しており、落札価格は、毎年ほぼ同額かつ予定価格の98.2～99.0%で落札されている。令和2年度も、過去の順番から推測できるとおり、第1企業体が落札している。この実態を見ると、入札制度が本来意図する競争原理が働いているとは言い難い状況である。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先名	第2企業体	第3企業体	第1企業体	第2企業体	第3企業体
契約額(税込)	15,906	15,906	15,906	15,906	16,053
予定価格(税込)	16,200	16,200	16,200	16,200	16,212
落札率(%) (契約額/予定価格) (税込)	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	99.0%

また、委託業務の内容は、パッカー車での廃棄物運搬と清掃員3名による施設内清掃であり、この清掃員3名は、どの企業体が落札しても同一人物が作業員となっている。この実態から鑑みるに、毎年入札事務を実施する必要があるのか疑問が生じる。

市は、市政にとって合理的で経済的競争が働く体制になるよう見直しを図るべきである。

なお、指名競争入札に係る入札事務は、労力と経費を消費し、事務が非効率となる側面を持っており、単に市民に理解を得るための表面的な入札であるならば、実施しない方が市民の利益に資すると考えられることから、競争原理を機能させるための施策の見直しが実務上困難との結論になるのであれば、形式的な指名競争入札を止め、予定価格の積算を適正に行った上で随意契約に切り替えることも、当面の選択肢の一つとして検討されたい。

(2) 【意見】 じん芥積載車の車検証提示の義務付けについて(有効性)

当該委託業務執行に使用されるじん芥積載車について、慣習的に使用車の車検証を入手し仕様書に適合しているかを確認しているが、契約書や仕様書に、使用車の車検証を提出する旨が記載されていないため、使用車の全てについて車検証が入手されていない状況であった。

市の業務委託として使用するじん芥積載車であることから、車検切れ等のないことが確認できるよう委託契約書や仕様書に明記されたい。

No. 31 市立しものせき水族館（海響館）改修基本計画策定業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	海響館改修事業
担当部課	観光スポーツ文化部観光施設課
事業内容	交流人口の拡大や観光客の滞在時間の拡大、通年型観光客数の増加に向け、他の水族館にない魅力の付加や施設の長寿命化を図る設備更新を実施し、本館の入場者数を確保するとともに、継続的な魅力づくりを図る。

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	市立しものせき水族館（海響館）改修基本計画策定業務
契約先名	株式会社日本設計
契約方法	随意契約
契約内容	海響館の新たな魅力の付加と施設の長寿命化に向けた工事等の実施に必要な基礎的事項をとりまとめ、施設の改修基本計画を立案し、施設の改修基本計画書の作成を委託する業務である。
契約期間	平成31年4月19日～令和2年3月13日
契約額（税込）	14,960,000円
予定価格（税込）	14,999,886円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	99.7%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 収受印の正確な押印について（合規性）

委託契約書の委託仕様書第1の5業務計画書の条項に、「委託先は、この契約締結後、速やかに業務計画書を作成の上、下関市に提出し、その承認を受けること」という旨規定されており、この条項に従い委託先は業務計画書を提出しているが、その提出が相当な期間遅れたため、市の担当者は当該文書に押印する収受印の日付を、実際に提出された日付ではなく、委託契約書の契約日付と同一日として押印している。この行為は下関市文書取扱規程に違反しており、今後はこのようなことのないよう、正確な収受印の押印に努めるべきである。

(2)【意見】当初設計段階におけるライフサイクルコストに基づく業者選定について(経済性)

委託先である株式会社日本設計は、平成 13 年の海響館の開館の基本設計の時には、一般競争入札で受注し、平成 22 年のペンギン展示施設の増設時の設計にも関わっていることから、海響館全体の施設の状況等を熟知していることが重視され、それらの開館当時からの諸般の経緯を考慮して、今回の随意契約の締結に至ったものと思料される。

しかし、一度施設の設計等の業務を受託した事業者は、当該業務に関して主要なノウハウを取得することになり、その後発生する維持管理等の業務や追加設計・工事等の業務において、他の事業者と比較して著しく有利な立場となることが想定され、また、当初において業務を受託した事業者に依存せざるを得ない場合が生じたときには、特定の事業者に依存することになり、価格競争が期待できないため、後々コストの増大をもたらす可能性がある。

したがって、今後、当初設計段階でその後の維持管理等の業務や追加設計・追加工事等の業務の委託先が事実上決まってしまうような業務を外部委託する場合には、当初設計段階における委託先の選定に際して、ライフサイクルコストを考慮した業者選定が行われるよう検討されたい。

(3)【意見】契約内容の確実な履行について(合規性)

委託契約書の委託仕様書第 1 の 5 業務計画書の条項に、「委託先は、この契約締結後、速やかに業務計画書を作成の上、下関市に提出し、その承認を受けること」という旨規定されているが、契約締結後、相当の期間経過後に提出されていた。

また、市はこの規定に基づき提出された業務計画書に対して承認を与えることになっているが、課内で供覧に供したのみで、株式会社日本設計に対して承認をした旨の事績が残されていなかった。担当者を確認したところ、口頭で承認をした旨を伝えたとのことであったが、今後は書面等でその事績を残されたい。

なお、契約に記載された条項については、当事者間の約束事であり、確実に履行されているか否か、契約後においても常に配慮する必要がある。

No. 32 火の山ロープウェイ運行業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	施設管理費索道管理運営業務
担当部課	観光スポーツ文化部観光施設課
事業内容	ロープウェイ技術系業務を委託する。

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	火の山ロープウェイ運行業務
契約先名	一般財団法人下関市公営施設管理公社（管理公社）
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	①運転取扱業務及び機械設備等の保守に係る業務の実施 ②施設の管理運営及び保守に関する業務 ③営業スタッフ研修時の設備説明及びロールプレイング時の運転業務 ④その他ロープウェイ運行に付随する業務（営業業務は除く。）
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	6,690,000円
予定価格（税込）	6,690,000円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】業務の従事について（合規性）

当該委託業務の仕様書には、「火の山ロープウェイ運行業務の実施に影響が出ない範囲内において、火の山地区観光施設運営業務に従事することができる」旨の規定がある。これは、業務の場所もおおむね同一であり、関連する業務として兼務が認められているものである。

毎月の勤務状況報告書を確認したところ、令和元年7月及び8月の勤務状況報告書において、委託先の一部の職員が市民プールの業務に従事している旨の記載があった。仕様書上は市民プールの業務に従事できるか否かは明らかではなく、7月及び8月の職員の業務従事状況は形式的には仕様書の規定に違反していると考えられる。

委託先に対し、仕様書に沿った業務への従事を行うよう指導すべきである。

また、仮に仕様書の規定が実態に即していないのであれば、当該委託業務の実施に支障を来さない範囲において仕様書の規定の在り方を見直すべきである。

(2) 【意見】業務実績の記録について（合規性、有効性）

当該委託業務の仕様書には、「制動検査日には索道技術職員 3 名を確保すること」との記載がある。この制動検査は令和 2 年 2 月 4 日に実施されているが、令和 2 年 2 月の勤務状況報告書では 2 名の勤務しか確認できなかった。

担当者に事情を聴取したところ、3 名参加をしているとの答弁があったが、火の山ロープウェイ運行業務の報告書に記載がなかった。

仕様書に記載のある業務については、市と委託先との約束事であり、事後において確認できるよう報告書等書面で記録を残されたい。

No. 33 火の山地区観光施設管理運営業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	火の山地区観光施設管理運営業務
担当部課	観光スポーツ文化部観光施設課
事業内容	火の山地区観光施設の維持管理を行う。

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	火の山地区観光施設管理運営業務
契約先名	一般財団法人下関市公営施設管理公社（管理公社）
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	①火の山立体駐車場に関する業務 ②下関市火の山パークウェイに関する業務 ③ロープウェイ運行業務との連携
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	15,397,000円
予定価格（税込）	15,397,000円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	事務の効率化
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【意見】 運行業務契約との業務の重複及び予定価格の積算の妥当性について（経済性）

当該委託業務の中にロープウェイ運行業務との連携も含まれているが、No. 32「火の山ロープウェイ運行業務」の委託先は当該委託業務の委託先と同じ管理公社であり、両業務は同一職員で行われている。

また、当該委託業務における業務時間は、3月から10月の期間では8時から23時30分まで、11月から2月の期間では8時から22時30分まで（1月1日は5時から22時30分まで）であり、2シフト制の勤務体系となっている。

当該委託業務の予定価格の積算は、管理公社から提出される予算見積書に基づいて行われており、このうち人件費相当額は職員3人分及び嘱託職員1人分を基にされている。一方、火の山ロープウェイ運行業務は、職員2名分の人件費相当額である。

当該委託業務は駐車場管理を主とする業務であり、火の山ロープウェイ運行業務と異なり、特段専門的能力を要する業務ではないと思料されるが、見積においては、火の山ロープウェイ運行業務と同じ単価を用いており、同業務と比較し割高となっている。

予定価格の積算に際しては、ロープウェイ業務の専門性、熟練性等を勘案し、適正な単価計算に基づく積算に変更されたい。

なお、現状では総価契約になっているが、昨今の稼働率を踏まえ、単価契約の導入が可能であるか否かの検討を行われたい。

また、駐車場の業務報告書の確認及び担当者への質問の結果、繁忙期の週末以外は夜間の駐車場利用者が少ないことが把握された。そこで、一部の業務を夜間警備等で代替するなど、コスト削減が可能であるか否かを検討されたい。

(2) 【意見】 会計区分間の一体的運用について（有効性）

当該委託業務は一般会計で計上される。一方、No. 32「火の山ロープウェイ運行業務」は観光施設事業特別会計で計上されている。両業務は現場の運営において連携がなされていることから、予算の運用、実績の把握、業務の計画・見直しなどにおいて両業務を一体的に運用されたい。

No. 34 平成 31 年度菊川地区一般廃棄物収集運搬業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	じん芥収集業務
担当部課	菊川総合支所市民生活課
事業内容	下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則に基づき、家庭系の一般廃棄物の収集運搬を委託する業務である。

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	平成 31 年度 菊川地区一般廃棄物収集運搬業務
契約先名	ホテル下関市家庭系一般廃棄物(ごみ)等収集運搬業務共同企業体
契約方法及び理由	指名競争入札
契約内容	菊川総合支所管内の一般家庭から、適正にごみステーションに排出された燃やせるごみ、古紙・段ボール、ビン・缶、プラスチック製容器包装、ペットボトル等の収集運搬を委託するものである。
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額 (税込)	42,510,000 円
予定価格 (税込)	42,446,970 円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格 (税抜)	99.2%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	4 者
委託理由	コスト削減のため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

契約先であるホテル下関市家庭系一般廃棄物(ごみ)等収集運搬業務共同企業体(以下当事案において「ホテル企業体」という。)は、下関市豊田町に所在する 2 社から構成されている。

直近 5 年間の委託契約の状況をみると、それぞれ清掃業者で構成されている第 1 企業体(家庭系)、第 2 企業体(家庭系)、第 3 企業体(家庭系)及びホテル企業体の 4 者での指名競争入札を実施しているが、全てホテル企業体が受注している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 指名競争入札の合理性について(経済性)

No. 13～No. 18 の平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務(M1、M2、M3、S1、S2、S3)で述べたとおり、旧下関地区の「M1、M2、M3 地区」及び「S1、S2、S3 地区」の廃棄物の委託契約については、3 企業体による指名競争入札となっており、その入札結果は常に同じ地区を同じ企業体が落札しているが、菊川地区の入札においてもホテル企業体を含むこれら 4 企業体の入札金額、落札率、落札者、落札金額等から判断すると、同様の状況が生じていると思料され、本来の意味における競争原理が働いているとは言い難い状況にある。

今後は、合理的で経済的競争が働く体制になるよう見直しを図るべきである。

なお、指名競争入札に係る入札事務は、労力と経費を消費し、事務が非効率となる側面を持っており、単に市民に理解を得るための表面的な入札であるならば、実施しない方が市民の利益に資すると考えられることから、競争原理を機能させるための施策の見直しが実務上困難との結論になるのであれば、形式的な指名競争入札を止め、予定価格の積算を適正に行った上で随意契約に切り替えることも、当面の選択肢の一つとして検討されたい。

(2) 【指摘】 予定価格の積算について (経済性)

当該委託業務における予定価格は、収集・運搬に必要な経費である人件費、燃料代・機械損料及び諸経費並びに消費税の合計として算定されている。このうち、諸経費については、人件費の金額に 109% を乗じた金額を加算 (以下当事案において「加算率」という。) している。直近 5 年間の加算率は次のとおりであるが、この加算の根拠及び加算率の数字の根拠が不明である。

加算率表 (単位: %)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
加算率	120	110	120	115	109

入札設計書の積算根拠を今一度検討の上、経済性と公正性の確保を図られたい。

なお、人件費の算定の基となる稼働 (労働) 時間については、ごみの計量伝票、搬入伝票から収集運搬車両ごとの稼働日数、稼働時間が判明するので、この伝票を基にごみの種類ごとに入札設計書に記載されている稼働車両台数、稼働時間等を精査し、予定価格積算の根拠資料とされたい (入札設計書において稼働車両台数、稼働時間は、実績より多めに見積もられている。)

(参考)

車両の 1 日当たりの稼働台数の比較表 (設計書と実績との比較)

区分	設計書	実際の稼働台数ごとの日数												年度計													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
可燃ごみ	台数	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3							
	日数		4	5	6	3	4	4	5	4	9	0	4	5	5	4	4	4	4	5	7	1	8	0	7	2	67
プラスチック容器	台数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	日数			4	5	4	4	5	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
びん・缶	台数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	日数			5	4	4	4	5	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
古紙	台数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	日数			4	5	4	4	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
ペットボトル	台数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	日数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(注) イ 可燃ごみについては、設計書上は 1 日当たり 3 台であるが、実際は 2 台で収集されている日が多く、年間の平均は 2.4 台である。

ロ ペットボトルについては、設計書上は 1 日当たり 2 台で収集することになっているが、実際は 1 台で収集している。

ハ なお、今回の監査の対象外ではあるが、粗大ごみ等収集運搬業務については、「月 2 回、一日当たり 3 台」で収集する契約になっているが、実際の稼働を検討すると、年 24 回の収集の内、一日当たり 3 台で収集されているのは 4 回で、残りの 20 回は 1 台又は 2 台で収集されており、年間の平均は 2.1 台で収集されている。

No. 35 平成 31 年度豊田地区一般廃棄物収集運搬業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	豊田地区一般廃棄物収集運搬業務
担当部課	豊田総合支所市民生活課
事業内容	じん芥処理 じん芥収集

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	豊田地区一般廃棄物収集運搬業務
契約先名	有限会社豊原商会
契約方法及び理由	指名競争入札
契約内容	豊田総合支所管内における家庭系一般廃棄物の収集及び運搬
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	55,045,000 円
予定価格（税込）	55,214,965 円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	98.8%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者（旧豊田町には一般廃棄物収集・運搬業務許可業者は 2 者のみである。）
委託理由	一般廃棄物収集・運搬許可業者かつ下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録がある事業者
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 予定価格の積算について（経済性）

「No. 13～15 平成 31 年度旧下関地区一般廃棄物収集運搬業務（M1、M2、M3） 2. 監査の結果及び意見 (2) 【指摘】 予定価格の積算について（経済性）」に同じ。

(2) 【意見】 実績報告書の收受印について（法規性）

「No. 4～5 平成 31 年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（普通徴収、特別徴収税額通知書） (2) 【意見】 業務完了報告書の收受印について（法規性）」に同じ。

No. 36～43 令和元年度大風畑線（大風畑橋）橋梁補修測量設計業務ほか7件

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

No. 36～No. 42 に係る事業

事業名	橋りょう維持費 橋りょう長寿命化事業
担当部課	豊浦総合支所下関北部建設事務所
事業内容	定期的な点検及び点検結果に基づき、補修や撤去等の対策を実施するもの。 インフラの劣化が進む中、橋梁長寿命化補修計画に基づき、補修や架替え等の優先順位を検討するために、目視、打診等により現在の橋梁の状況を把握し、補修の設計等を委託する業務である。

No. 43 に係る事業

事業名	補助災害復旧費 現年発生災害復旧事業
担当部課	豊浦総合支所下関北部建設事務所
事業内容	令和元年度中に緊急発生した災害に対して、その復旧事業を行うもの。

(2) 委託契約の概要

No. 36

委託業務の名称	令和元年度 大風畑線(大風畑橋)橋梁補修測量設計業務
契約先名	株式会社荒谷建設コンサルタント 下関事務所
契約方法及び理由	一般競争入札
契約内容	測量業務一式、橋梁補修設計業務一式 地域の生活道路である大風畑線に架かる五つの橋の内の一つである、築 56 年になる大風畑橋の現況の把握と当該橋梁の補修設計業務を委託するものである。
契約期間	令和元年 8 月 13 日～令和 2 年 1 月 31 日
契約額（税込）	(当初契約額) 8,840,700 円 (変更契約額) 8,246,700 円
予定価格（税込）	11,166,100 円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	79.2%（当初契約額に基づく。）
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	8 者
委託理由	高度・専門的な知識
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

No. 37

委託業務の名称	令和元年度 恋地江尻上線（釈迦ノ下橋）橋梁補修測量設計業務
契約先名	キタイ設計株式会社 下関事務所
契約方法	一般競争入札
契約内容	測量業務一式、橋梁補修設計業務一式
契約期間	令和元年8月9日～令和2年2月28日
契約額（税込）	9,143,200円
予定価格（税込）	11,550,000円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	79.2%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	7者
委託理由	高度・専門的な知識
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

No. 38

委託業務の名称	令和元年度 三町～下保木線（城光寺橋）橋梁補修測量設計業務
契約先名	サンヨーコンサルタント株式会社 下関営業所
契約方法及び理由	一般競争入札
契約内容	測量業務一式、橋梁補修設計業務一式 地域の生活道路である三町～下保木線に架かる三つの橋の内の一つである、築46年になる城光寺橋の現況の把握と当該橋梁の補修設計業務を委託するものである。
契約期間	令和元年8月13日～令和2年1月31日
契約額（税込）	（当初契約額）8,497,500円 （変更契約額）8,291,800円
予定価格（税込）	10,741,500円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	79.1%（当初契約額に基づく。）
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	8者
委託理由	高度・専門的な知識
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

No. 39

委託業務の名称	令和元年度 郷本線（王地橋）橋梁補修測量設計業務
契約先名	サンヨーコンサルタント株式会社 下関営業所
契約方法	一般競争入札
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・測量業務一式 ・地質調査業務一式 ・橋梁設計業務一式 ・解析等調査業務一式
契約期間	令和元年10月28日～令和2年3月19日
契約額（税込）	6,900,300円
予定価格（税込）	8,773,600円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	78.6%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	7者
委託理由	高度・専門的な知識
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

No. 40

委託業務の名称	令和元年度 下保木～上大野線（城光寺橋）橋梁補修測量設計業務
契約先名	第一復建株式会社 下関事務所
契約方法	一般競争入札
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・測量業務一式 ・橋梁洗堀対策設計業務一式
契約期間	令和元年9月20日～令和2年2月28日
契約額（税込）	5,855,300円
予定価格（税込）	7,456,900円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	78.5%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	2者
委託理由	高度・専門的な知識
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

No. 41

委託業務の名称	令和元年度 大藤二号線（大藤一号橋）橋梁補修測量設計業務
契約先名	第一復建株式会社 下関事務所
契約方法	一般競争入札
契約内容	測量業務一式、橋梁補修設計業務一式
契約期間	令和元年12月4日～令和2年3月19日
契約額（税込）	8,547,000 円
予定価格（税込）	9,447,900 円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	90.5%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	4 者
委託理由	高度・専門的な知識
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

No. 42

委託業務の名称	令和元年度 豊洋台線（狩宿橋）橋梁補修設計業務
契約先名	常盤地下工業株式会社 下関営業所
契約方法	一般競争入札
契約内容	橋梁補修設計業務一式
契約期間	令和2年1月27日～令和2年3月19日
契約額（税込）	5,324,000 円
予定価格（税込）	6,670,400 円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	79.8%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	4 者
委託理由	高度・専門的な知識
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

No. 43

委託業務の名称	令和元年度 津波敷田代線ほか 16 線災害復旧工事に伴う 測量設計業務
契約先名	株式会社テイケイエンジニアリング
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	令和元年度 8 月 26 日から同月 30 日までの集中豪雨により 被災した箇所に応急措置を施しているが、当該箇所及びそ の隣接する一連の施設等の安全確保を図るために、緊急的 に測量設計を委託するものである。
契約期間	令和元年 9 月 20 日～令和元年 11 月 29 日
契約額（税込）	（当初契約額）20,416,000 円 （変更契約額）20,658,000 円
予定価格（税込）	20,423,700 円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格 （税抜）	99.9%（当初契約額に基づく。）
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	3 者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	緊急の必要によるため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

一般競争入札が実施されている No. 36～No. 42 の入札額の状況

（金額は税抜）

（単位：千円）

会社名	No. 36	No. 37	No. 38	No. 39	No. 40	No. 41	No. 42
A 社	8,037		7,725				
B 社	8,019	8,312	7,709				
C 社	8,037	8,310	7,725	6,273			
D 社	8,063	8,210	7,780	6,270	5,323	7,770	
E 社	9,500	10,000	9,500	7,600			
F 社	10,152	10,498	9,942	辞退	5,007		
G 社	8,038	8,276	7,688	6,345			
H 社	6,649	11,000	6,338	6,302		6,780	4,840
I 社				8,000			4,840
J 社				6,357		6,766	
K 社							6,500
L 社						9,800	5,180
予定価格	10,151	10,500	9,765	7,976	6,779	8,589	6,064
最低制限 価格	8,037	8,312	7,725	6,273	5,323	6,781	4,840
落札率※	79.2%	79.2%	79.1%	78.6%	78.5%	90.5%	79.8%

※ 落札率＝落札価格／予定価格

（注）太枠囲いの金額は落札価格（色付きの金額は最低制限価格での入札を表している。）で
あり、同額の場合、抽選により落札者が決定される。

《総括》

今回の監査対象とした橋梁補修測量設計業務7つのうち、6つの委託業務が一般競争入札により最低制限価格で落札されている。

唯一最低制限価格で落札されなかった No. 41 の大藤二号線(大藤一号橋)橋梁補修測量設計業務については、入札に参加した5者のうち1者の入札価格が、市の予定した最低制限価格を千円下回ったため落札できなかったため、最低制限価格による落札とはならなかったものである。

また、どの入札においても最低制限価格に近い価格で入札した事業者が数社あり、これらの状況を鑑みると、いずれの入札も業者間で熾烈な獲得競争が行われており、競争原理が働いていることが窺がえる。

その原因としては、入札参加事業者が多いことに加え、橋梁補修測量設計業務の内容が具体的に入札する各社に示されるとともに、予定価格の積算の根拠となる単価等の係数が公表されており、かつ、過去の入札の実績から最低制限価格の予測が可能となることが考えられる。

2. 監査の結果及び意見

(1) 【意見】入札保証金について(合規性)

下関市契約規則第5条によれば、一般競争入札に際して入札に参加しようとする者は、見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納める必要がある。また、その入札保証金を免除できる場合として、同規則第6条第1号から第3号までに一定の条件のもとに入札保証金の免除規定が設けられている。

しかし、入札参加者の中には、同条第3号に規定されている「契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき」に該当するか否かの判定を要する者が認められたが、それらの者の入札保証金免除の可否について質問したところ、総合的に検討したとのことであり、具体的な判定の事績が残されていなかった。

本来なら入札保証金を事前に納めさせるべきところを免除したものであり、また、契約事務の適正化を図る観点から総務部契約課は同条第3号についての具体的な判断例を示した「説明資料」を作成し各課に配布していることから、今後は同説明資料をもとに、免除等について判断した検討事績を保存するようにされたい。

(2) (総論) 【意見】実績報告書に添付される写真について(合規性)

「第2章 監査の対象とした特定の事件の概要」の「3. 監査の結果及び意見(総論)」中の「(総5) 【意見】実績報告書に添付される写真について(合規性)」参照。

No. 44～45 平成 31 年度市道整備委託業務（豊北地区・西部、豊北地区・東部）

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	道路維持管理業務
担当部課	豊北総合支所建設農林水産課
事業内容	豊北総合支所管内の市道維持管理業務

(2) 委託契約の概要

No. 44

委託業務の名称	平成 31 年度市道整備委託業務（豊北地区・西部）
契約先名	株式会社西島組
契約方法	随意契約
契約内容	道路関連工事一式
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	2,100,812 円（単価契約）
予定価格（税込）	2,122,904 円（単価契約）
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	99.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	7 者
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	立会及び報告書の確認
再委託の有無	無

No. 45

委託業務の名称	平成 31 年度市道整備委託業務（豊北地区・東部）
契約先名	有限会社清水組
契約方法	随意契約
契約内容	道路関連工事一式
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	2,108,214 円（単価契約）
予定価格（税込）	2,109,027 円（単価契約）
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	99.9%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	7 者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	立会及び報告書の確認
再委託の有無	無

地区別の見積単価金額及び契約状況の推移

令和元年度を含む直近 5 年間及び令和 2 年度における見積合せの結果は下表のとおりである（金額は税抜、色付きの金額が契約単価金額の合計である。）。

なお、当該委託業務は単価契約となっており、見積合せに際しては、工種別に単価を算出し、その合計額で最低価格が判断されている。そのため、年度の委託料支払額合計は、契約単価金額に実際の工事に要した資材等の数量を乗じて算出した額の合計となる。

豊北地区・西部							(単位：千円)
事業者名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(株)西島組	2,038	2,188	2,212	2,243	1,945	2,042	
A社	2,041	2,180	2,215	2,220	1,965	2,041	
ほか3～5者参加							
予定価格	2,048	2,182	2,215	2,242	1,965	2,041	
豊北地区・東部							(単位：千円)
事業者名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(有)清水組	2,024	2,158	2,198	2,221	1,952.0	2,020	
B社	2,025	2,153	2,201	2,220	1,952.6	2,019	
ほか3～5者参加							
予定価格	2,034	2,155	2,199	2,220	1,952	2,020	

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】委託先の選定について（経済性）

市は、「市管理の道路に係る維持管理業務であり、地域住民の安全確保、環境保全に資するため、市の指示によって迅速かつ的確に道路構造物等の維持修繕を行うことが必要となる。また、道路の維持補修は、複数の工種を組み合わせで行うこととなるので、工種全ての単価について同一業者と契約しなければ維持補修に支障をきたすことになる。以上より、本業務は、その性質が競争入札に適しないものである」として、西部地区及び東部地区の道路関連工事一式について、それぞれ毎年度随意契約を行っている。

随意契約による委託先の選定に際しては、複数の地元事業者による見積合せを実施することで、最低価格を提示した事業者と契約が締結されている。

しかしながら、直近の契約状況を確認したところ、毎年度、西部地区及び東部地区の両地区において、特定の事業者 2 者が交互に契約を締結する結果となっており、このような現状から判断すると、実質的な競争原理が働いているとは考えにくい状況にある。

地区の範囲（区分け）など、業務の内容の見直しや、見積合せ業者数を増やすなど、実質的な競争原理が働くような見直しを検討すべきである。

(2) (総論) 【意見】実績報告書に添付される写真について（合規性）

「第 2 章 監査の対象とした特定の事件の概要」の「3. 監査の結果及び意見（総論）」中の「(総 5) 【意見】実績報告書に添付される写真について（合規性）」参照。

No. 46 平成 31 年度学校給食単独調理校じん芥運搬委託

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	学校給食管理業務
担当部課	教育委員会教育部学校保健給食課
事業内容	本庁管内単独調理校の給食実施に伴い排出されるじん芥の収集運搬を行うもの

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	平成 31 年度学校給食単独調理校じん芥運搬委託
契約先名	第 2 一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務共同企業体（第 2 企業体）
契約方法	指名競争入札
契約内容	本庁管内単独調理校の給食実施に伴い排出されるじん芥の収集運搬を行うもの
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	8,781,820 円
予定価格（税込）	8,694,000 円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】実績集計資料の正確性について（合規性、経済性）

当該委託業務の予定価格の積算は、給食実施に伴い排出されるじん芥の前年度収集運搬実績に基づいて行われている。

令和元年度の予定価格の積算を検証するために、平成 30 年度の収集運搬実績に関する資料を確認したところ、平成 30 年 9 月の勝山中学校の給食実施日数が実際の日数と異なっていた。これは、市の担当者による表計算ソフトへの入力誤りが原因と思われる。

上記誤りの結果、予定価格は本来あるべき予定価格と相違していた。

予定価格積算の根拠となる基礎情報や実績集計結果の正確性を検証した上で予定価格を算定すべきである。

(2) 【指摘】 指名競争入札の合理性について（経済性）

令和元年度を含む直近 5 年間及び令和 2 年度における指名競争入札の結果は下表のとおりである。いずれの年度においても、第 1 企業体、第 2 企業体、第 3 企業体の 3 者による指名競争入札となっているが、過去の落札実績を見ると、3 企業体が順番に落札しており、落札価格は平成 27 年度から令和元年度まで同額である。

毎年度の落札結果から判断すると、本来の意味における競争原理が働いているとは言い難い状況にある。これは当該委託業務に対して 3 企業体の指名しかないことに起因していると考えられる。

競争入札は、一般競争入札であれ、指名競争入札であれ、一定の経済性と公正性の確保は必要であり、それなりのメリットはあるが、一方、一般的には指名競争入札のデメリットとしては、新規事業者などの入札参加が難しく、自由競争が妨げられやすく、また、常に同じ事業者を指名し続けることで企業間の談合や発注機関との癒着が生まれやすくなるという点が指摘されている。

市は業務委託に際して、地区の範囲（区分け）の見直しなど、市政にとって合理的で経済的競争が働く体制になるよう見直しを図るべきである。

なお、指名競争入札に係る入札事務は、労力と経費を消費し、事務が非効率となる側面を持っており、単に市民に理解を得るための表面的な入札であるならば、実施しない方が市民の利益に資すると考えられることから、競争原理を機能させるための施策の見直しが実務上困難との結論になるのであれば、形式的な指名競争入札を止め、予定価格の積算を適正に行った上で随意契約に切り替えることも、当面の選択肢の一つとして検討されたい。

入札価格、予定価格及び落札率（金額はいずれも税抜） （単位：千円）

	事業者名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入 札 価 格	第1企業体	8,050	8,180	8,100	8,050	8,055	8,320
	第2企業体	8,095	8,050	8,300	8,280	8,050	8,300
	第3企業体	8,100	8,291	8,050	8,750	8,220	8,211
	予定価格	8,099	8,149	8,188	8,050.1	8,050	8,498
	落札率 (落札価格/予定価格)	99.4%	98.8%	98.3%	99.9%	100.0%	96.6%

(注) 色付きの金額は落札価格を表している。

No. 47 下関市立中部学校給食共同調理場給食調理等業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	学校給食共同調理場費 中部学校給食
担当部課	教育委員会教育部学校保健給食課
事業内容	小学校 1 校、中学校 7 校の児童生徒に安全で衛生的な学校給食を提供する。

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	下関市立中部学校給食共同調理場給食調理等業務
契約先名	ハーベストネクスト株式会社
契約方法	一般競争入札
契約内容	下関市立中部学校給食共同調理場における給食調理等の業務委託
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日
契約額（税込）	119,460,351 円
予定価格（税込）	195,199,200 円
予定価格の積算方法	市の積算基準
契約額／予定価格（税抜）	60.8%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3 者
委託理由	人件費の削減
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	報告書の確認
再委託先の有無	無

2. 監査の結果及び意見

【指摘】業務体制の不備について（合規性）

当該委託業務は、平成 30 年度より開始された事業であり、市内 8 校の給食が安心・安全、かつ滞りなく提供されるに十分な業務遂行能力を有する事業者を対象に一般競争入札が行われている。

学校給食提供業務であることから、業務体制や衛生基準等について仕様書に細かく規定されている。

当該委託業務の仕様書によると、「調理業務従事者のうち、業務副責任者 4 名を定め、業務責任者が不在のときは、業務責任者の責務を代行させること。」となっているが、契約日から平成 30 年 12 月までの 9 か月間、業務副責任者が 2 名しか配置されていなかった。

市は、学校給食が安心・安全、かつ滞りなく提供されるために、委託先から報告を受ける書類の確認や業務が行われている現場の視察などにより、仕様書どおりの業務体制となっているかを定期的に確認すべきである。

No. 48～51 美術館倒木等伐採業務ほか3件

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	美術館管理運営業務
担当部課	教育委員会美術館
事業内容	環境整備委託

(2) 委託契約の概要

No. 48

委託業務の名称	美術館倒木等伐採業務
契約先名	株式会社森芳楽園
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	倒木の伐採及び危険な枯れ木・枝の処理を行うもの
契約期間	令和2年2月18日～令和2年2月21日
契約額（税込）	491,700円
予定価格（税込）	495,000円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額／予定価格 （税抜）	99.3%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	1者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	緊急の必要により競争入札に付することができないため
業者選定理由	強風で倒れた木の伐採及び危険な枯れ木・枝の処理を迅速に行う必要があり、緊急の必要により競争入札に付することができないため、一者随意契約が締結されている。
履行確認方法	立会・報告書の確認
再委託の有無	無

No. 49

委託業務の名称	下関市立美術館植栽剪定業務
契約先名	株式会社森芳楽園
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	建物に干渉する植栽の剪定を行うもの
契約期間	令和2年3月13日～令和2年3月31日
契約額（税込）	442,200円
予定価格（税込）	442,200円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額／予定価格 （税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	2者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	予定価格が50万円を超えないため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	立会・報告書の確認
再委託の有無	無

No. 50

委託業務の名称	下関市立美術館剪定業務
契約先名	株式会社森芳楽園
契約方法	随意契約
契約内容	植栽を適正に管理し、景観を美しく整えるもの
契約期間	令和元年12月19日～令和2年1月31日
契約額（税込）	497,750円
予定価格（税込）	499,400円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額／予定価格 （税抜）	99.7%
入札参加事業者数又は 見積入手事業者数	2者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	予定価格が50万円を超えないため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	立会・報告書の確認
再委託先の有無	無

委託業務の名称	下関市立美術館植栽管理業務（上半期）
契約先名	株式会社森芳楽園
契約方法	随意契約
契約内容	植栽を適正に管理し、景観を美しく整えるもの
契約期間	令和元年7月1日～令和元年7月11日
契約額（税込）	491,400円
予定価格（税込）	492,480円
予定価格の積算方法	過年度実績
契約額／予定価格（税抜）	99.8%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	3者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	予定価格が50万円を超えないため
業者選定理由	最低価格
履行確認方法	立会・報告書の確認
再委託先の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【意見】 履行の確認方法について（合規性）

契約の履行確認は立会及び報告書の確認により実施されている。具体的には、作業完了時に立会を実施するとともに、受託事業者が工事写真帳の提出を行っているが、工事写真には日付が確認できず、また、作業時間及び人数等の報告が行われていなかった。

見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間や人数の把握を記録として残すことを検討されたい。

なお、今後、新たな委託先と契約する場合などに際して円滑な業務遂行が可能となることから、今後の課題等についても文書として残すことを検討されたい。

(2) 【意見】 見積合せについて（合規性、経済性）

当該委託業務の委託先の選定に際し、見積合せが実施されている。見積業者は、市から仕様書を受け、見積書を作成し市に提出している。仕様書には業務内容及び場所等の情報が記載されているが、今回見積合せに参加した2事業者の見積書の様式が、小区分まで項目の記載内容が一致し、単価及び数量が違うのみである。

仕様書に基づいて見積書の形式が類似するのは想定できるが、仕様書には記載のない小項目まで一致するのは不自然である。

市から事業者に見積依頼をする際、どこに依頼したかや依頼した事業者数などの情報を与えていないとのことではあるが、競争原理が有効に機能している環境下においては通常生じ得ない結果であると考えられる。

自由競争が機能し、経済的合理性を確保するためにも、見積業者の選定にあたっては、利害関係のない事業者を複数選定し、また、担当者による見積書の様式の確認をより慎重に行うことを検討されたい。

(3) 【意見】 契約方法の変更について（合規性）

令和元年度より、業務を分割し、契約方法を一般競争入札から随意契約に変更している。令和元年度においては、下表のとおり、当該委託業務（※）以外の3契約を想定していた。

美術館に関する植栽・伐採に関する委託業務

（単位：千円）

委託業務の名称	平成30年度	令和元年度
美術館植栽管理業務	1,674	—
美術館倒木等伐採業務（※）	—	491
下関市立美術館植栽剪定業務	—	442
下関市立美術館剪定業務	—	497
下関市立美術館植栽管理業務（上半期）	—	491
計	1,674	1,923
計（※を除く）	1,674	1,431

（※）当該委託業務は令和2年2月16日の風雨による倒木があったため、臨時的に発生した業務である。

令和元年度においては、各業務の随意契約の妥当性については検討されていたものの、一般競争入札から随意契約への契約方法の変更、すなわち原則から例外への変更に関して検討を行っている文書が確認できなかった。

契約方法を原則である一般競争入札から例外である随意契約に変更する場合の理由及び検討内容については、事後の判断にも影響することから、文書で残すことを検討されたい。

No. 52 下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務
担当部課	教育委員会美術館
事業内容	観覧料の徴収、案内、監視等業務

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務
契約先名	一般財団法人下関市公営施設管理公社（管理公社）
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	観覧料の徴収、案内、監視等業務
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
契約額（税込）	15,217,000円
予定価格（税込）	15,217,000円
予定価格の積算方法	参考見積書の徴取
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1者
委託理由	事務の効率化
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため、市の方針
業者選定理由	その他（市の方針決定による。）
履行確認方法	報告書の確認
再委託の有無	無

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】 契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）

「No. 19 粗大ごみ等受付業務 2. 監査の結果及び意見 (2) 【指摘】 契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）」に同じ。

(2) 【意見】 委託業務の履行確認について（有効性）

委託契約書（以下当事案において「契約書」という。）第9条において、「管理公社は、毎月の業務終了後、当該月に係る観覧料の徴収事務及び図録等物品売り払い代金の徴収の事務に係る所定の集計表等の業務の成果に関する報告書（以下当事案において「成果報告書」という。）を下関市に提出しなければならない。」旨規定されている。管理公社は、これに基づき、毎月成果報告書で収入金報告書・収入月報・販売月報を市に提出している。

また、契約書に添付される仕様書では、常時4名の配置を求めているが、実績報告として管理公社の職員が従事した業務及び従事時間等の報告を求めている。

仕様書どおりの履行がなされたか否かの確認及び契約金額の妥当性を評価するうえでも、従事した業務及び従事時間の実績報告書の提出の義務付けを契約書に規定することを検討されたい。

(3) 【意見】 契約変更の必要性について（経済性）

毎年の契約の手順の流れをみると、美術館が前年 10 月頃に管理公社に対し、所蔵品展や特別展・企画展の年間スケジュールに基づいた会期や会館日数の情報を提供し、それを受けて管理公社が予算見積書を作成提出し、市の執行伺による決裁の後、契約が締結されている。

過去 3 年間の見積もり段階の開館日数と実績の開館日数は以下のとおりである。

	見積もり段階	実績	差異
平成 29 年度	293 日	293 日	0 日
平成 30 年度	272 日	272 日	0 日
令和元年度	316 日	262 日	▲49 日

平成 29 年度及び 30 年度は見積と実績との間で乖離はないが、令和元年度においては、新型コロナウイルス発生に伴う 3 月 2 日以降の 30 日間の休館はあるものの、見積もり段階では予定されていなかった LED 改修工事や収蔵庫の燻蒸作業が発生したため臨時休館が増えたためである。

大幅な休館日数の増加等により、見積もり段階と大きな乖離が生じることを想定し、契約書に契約変更時の取扱いや契約額の減額等について規定することが望まれる。

(4) 【意見】 外部委託の必要性について（経済性）

仕様書において、業務の内容は、1. 観覧料の徴収業務、2. 入館者の受付、案内、3. 館内展示品の監視、4. 図録等物品売払の徴収事務と記載されている。また、従事職員も管理公社の職員 1 名、嘱託職員 1 名及び複数の日々雇用職員であり、業務の特殊性も薄く、アンケートの回答にある施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないため）の適用は困難だと考えられる。

美術館の事務職員の一部は会計年度任用職員として採用となっているが、経済的合理性の観点から、当該委託業務に代えてこの採用の形態が適用できるか否かについて検討されたい。

No. 53 高機能消防指令センター施設保守管理業務

1. 概要

(1) 委託が行われている事業の概要

事業名	常備消防費 一般管理業務
担当部課	消防局総務課
事業内容	高機能消防指令施設により、119 番の受報及び出動指令並びに災害現場の情報収集等を 24 時間 365 日行っている。

(2) 委託契約の概要

委託業務の名称	高機能消防指令センター施設保守管理業務
契約先名	沖電気工業株式会社 中国支社
契約方法及び理由	随意契約
契約内容	24 時間 365 日稼働する高機能消防指令施設の障害を未然に防止し、常に当該施設本来の機能を維持するための保守管理業務を実施するもの。
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
契約額（税込）	27,173,700 円
予定価格（税込）	26,924,000 円
予定価格の積算方法	参考見積書に基づき算定
契約額／予定価格（税抜）	100.0%
入札参加事業者数又は見積入手事業者数	1 者
委託理由	高度・専門的な知識
随意契約の理由	その性質又は目的が競争入札に適しないため
業者選定理由	専門的な知識を必要とする施設のため、施工した業者以外に仕様書の条件に対応できる業者がないため。
履行確認方法	委託業務完了報告書
再委託の有無	有

2. 監査の結果及び意見

(1) 【指摘】再委託に関する規定について（合規性）

委託契約書第 15 条では、「委託先は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市の承諾を受けたときは、この限りではない。」旨規定されており、市は同規定を根拠として当該委託業務に関して委託先からの再委託の承認を行っていた。

しかし、委託契約書第 15 条は当該委託契約に係る権利及び義務の譲渡又は承継に関する規定であり、再委託の承認に関する規定ではないにもかかわらず、この規定を根拠として市が再委託の承認を行っていたことは、再委託に関する明確な規定がないにもかかわらず再委託の承認を行っていたと考えられる。

今後は、委託契約書において、再委託に関する規定を設けるべきである。

なお、当該委託業務の名称は「高機能消防指令センター施設保守管理業務」であるが、再委託の承認通知である平成 31 年（2019 年）4 月 1 日付の「高機能消防指令センター施設保守管理業務」に係る承認及び承諾通知について」において記載されている契約書名が「消防救急無線施設保守管理業務委託契約書」となっていた。再委託の承認が形式的になされている可能性も否定できないことから、今後は再委託の承認に際しては留意されたい。

(2) 【指摘】 保守業務技術者名簿の提出について（合規性）

当該委託業務においては、委託契約書別紙仕様書の「第 1 章 総則」8 では、「保守業務技術者名簿を契約後速やかに市に提出する」旨及び「委託期間内に内容を変更する場合は、速やかに再提出し、市の承認を得るものとする」旨規定されている。

当該委託業務では、委託先が業務を再委託する場合においても、委託先は市長宛に保守業務技術者名簿を提出し、再委託先の会社名、担当者個人名、実務経験、保有資格等に関する情報を市に提供している。また、再委託先の担当者に変更が生じた場合には、保守業務技術者名簿が市に再提出されている。保守業務技術者名簿を市に提出させる趣旨は、専門家としての信頼性が一定水準以上であることを確認することにあると考えられる。

仕様書に基づき委託先から市に提出されている高機能消防指令センター施設保守管理業務障害対応保守管理業務状況報告書を確認したところ、同報告書に添付されている作業報告票のうち、市に提出された保守業務技術者名簿に記載されていない者が作成したものが 2 名分存在した。市の担当者への質問の結果、この 2 名は再委託先の従業員であり、一定の実務経験を保有していることは確認できた。

専門家としての信頼性を維持確保するためにも、仕様書に記載のとおり、再委託先の担当者の変更がある場合には、事前に保守業務技術者名簿の再提出を求めるべきである。

(3) 【意見】 委託契約書の内容の充実について（合規性）

高機能消防指令センター施設保守管理業務の委託契約書の仕様書の中に、「委託先の保守管理業務での過失により市や通報者に損失が生じた場合には、委託先は責任を負う」旨の規定が、平成 31 年度の契約から新たに追加されているが、具体的にはどのような損失に対してどのような責任を負うのか、その内容が明確でない。

他市での実際の損失の発生事例や、現時点において考えられる損失の内容・その処理方法等を検討され、今後の委託契約書の仕様書の見直しの際に役立てられたい。